

Title	キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて (上)
Sub Title	On the Jesuit college in Funai during the Kirisitan Era (part one)
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2012
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.81, No.1/2 (2012. 3) ,p.1- 59
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20120300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて (上)

高瀬 弘一郎

キリシタン時代わが国に設置されたイエズス会のコレジオは、一五八〇年に開設され一六一四年に閉鎖された。この間各地を移動した。シュツテ神父の著書に拠ってその移動の跡を辿ってみる。

府内(豊後)コレジオ、一五八〇年〜八六年一二月

山口コレジオ、一五八七年一月〜八七年八月初

平戸コレジオ、一五八七年八月六日、間もなく生月へ

生月コレジオ、一五八七年、二〜三ヵ月

長崎コレジオ(大部分、千々石)、一五八八年二月?〜

八八年八月または九月?、七ヵ月

有家コレジオ、一五八八年八月または九月?〜九〇年八

月または九月?

加津佐コレジオ、一五九〇年八月または九月?〜九一年

五月

河内浦(天草)コレジオ、一五九一年五月〜九七年九月

または一〇月

長崎コレジオ(一五九八年一〇月〜九九年二月)〜一

六二四年一〇月^①

もっともこれらの中には、以下小論に記述する通り、コレジオとしての活動はしておらず、その施設名で呼ぶのは不適當で、厳密に言えばコレジオ関係者の居所とでもすべきものも少なくない。それはとにかく、右の如く各地を転々としたイエズス会コレジオの内、この小論では最初の府内コレジオについて取り上げる。

先行研究としては、アルカディオ・シユワデ氏の府内コレジオについての研究は、わずか一〇頁の短い論文であるが、同コレジオに関係するイエズス会史料の所在が

豊富に註記されており、教えを受けるところ大きかった。またシュツテ神父のヴァリニヤーノ研究は、直接府内コレジオの問題を取り上げた記述は多くないが、同コレジオ創設に至るまでの経緯については、第一に参照すべき文献であろう。

利用した史料に関しては、イエズス会文書については可能な限り原文書に遡るように努め、エヴォラ版カルタスに収載されているものは、それも参照し註記した。また依拠するに価する翻刻本がある場合は、その翻刻本に拠って邦訳引用した。いずれの場合も、邦訳書があれば適宜参照した。

なお先行研究について付言すると、中には多くの原史料に依拠してはいるが、その論述内容に疑問点が少なくないものもある。例えば、シリング著 岡本良知訳『日本に於ける耶蘇会の学校制度』（東洋堂、一九四三年。同じくシリング「十六・七世紀に於けるイエズス会士の教育事業」『カトリック大辞典』一も同様）などについて、それが言えるようである。典拠を註記するが、その史料の本文の引用がないことが、疑問点少なくない論述がなされた主な理由ではないかと思う。小論では、邦訳書の有無を問わず、史料関係個所の本文を邦訳引用する

よう心掛けた。

二

パードレ・フランシスコ・カブラルは一五七〇〜八一年イエズス会日本布教団の長であったが、一五七一年九月五日付け長崎発、彼のイエズス会総長宛て書簡（史料一）に、次のように記述されている。

「私は猥下に、次のことを申し上げるに止める。すなわち日本〔教会〕の事柄を、巡察師パードレが私に命じる姿にし、そしてイエズス会がその信じる場所に遵うための唯一の方策は、当地のどこかにコレジオの如きものを作り、そこに少なくとも二、三人のパードレ、およびそれと同じ人数のイルマンを常住させることだと思ふ。これら〔会員〕は、インディアまたは御地から渡来させ、イエズス会の服従と清貧とが習慣として身につけている人物でなければならぬと思ふ。

当地の上長は毎年〔会員〕全員を訪ね、自分のなすべきことを行おうとしないパードレがいたら、このカザ〔つまりコレジオ〕に入らせ、別の者を彼の代わりそこ〔同カザ〕から派遣して配置する。そして彼〔コレジオ居住を命じられたパードレ〕に対しては、イエズス会の

諸規則に従って生きるよう指導すべきだと思ふ。

というのは、当地「日本」においてわれわれが現在のよように、極めて小人数な上に分散していて多大な困窮に曝されている限り、各人が勝手に振る舞い、気ままに生きることはないようにするための方策はなさそうだからである。」

日本にコレジオを創建する件に触れているが、日本におけるコレジオの問題がイエズス会宣教師の間で話題に上った早い例と言ってよいであろう。右の史料の記述内容は要するに、日本教会の在り方を巡察師が命じたようにするための唯一の方策は、日本に「コレジオの如きカザ」を作り、二、三人のパードレと同数のイルマンを常住させ、自分の務めを果たさないパードレを見付けたら、暫くこのカザに住まわせてイエズス会の服従・清貧等について再教育することである。

といった趣旨である。少し補足すると、巡察師とはゴンサロ・アルヴァレスのことで、一五六八年〜一五七二年インディアを巡察した。⁽⁶⁾その巡察師アルヴァレスがカブラルに与えた命令とは、同じカブラルの書簡の、右の引用箇所先立って記されている次の件によって明らかになる。

「日本でイルマン・ルイス・デ・アルメイダが（恐らく一五五六年）⁽⁷⁾入会して四〇〇〇クルザドを齎し、これを資金に日本とシナで商業が始められたことよつて、それまでの清貧が失われ、衣食等カザでの暮らしが豊かになり、労働と祈りが減じ、日本ではパードレが領主の如き存在となった、云々といった記事に続いて」

そのために、巡察師パードレが渡来する一年前（の一五七〇年）⁽⁸⁾に、「ゴア」管区長パードレ（アントニオ・デ・クワドロス）⁽⁹⁾が私を当地「日本」に派遣し、巡察師パードレも到着後、私に次のような嚴命を与えた。当地から絹と贅沢をすべて除去し、（「日本イエズス会教会を」維持していくことが出来るだけの収入源を当地で得るまでは）この商業を、⁽¹⁰⁾「その儲けが」われわれがイエズス会の清貧に即して生きていくのに不足しない額以上にはならないように抑制するように、と。」

書簡はまだ続くが、引用はここまでとする。つまり、巡察師ゴンサロ・アルヴァレスがカブラルに与えた命令とは、アルメイダが持ち込んだ資金を元に始めた日本マカオ間貿易により、イエズス会士の規律が緩み始めた弊を正し、清貧を旨とすべしとの趣旨である。

いま問題にしているコレジオ創建の件に戻るが、カブ

ラルは右の如き巡察師の命令を遵守するには、日本に「コレジオの如きカザ」を一つ作り、そこにおいてパードレニ、三人および同数のイルマンが適宜駐在し、イエズス会士として服従・清貧等について再教育を受ける体制にするのが唯一の方策だと述べている。ここでカプラルが創建すべしと主張しているのは、「コレジオの如きカザ」である。原語は先の引用文にルビを振った通り「コレジオの如きカザ」*gola casa*とも記されている。つまり「コレジオの如きカザ」と読んでよいであろう。

コレジオ・カザ・「コレジオの如きカザ」の語については、多少の説明的記述を要するように思う。

まずコレジオについてであるが、『イエズス会歴史事典』に拠ると、イエズス会のコレジオ *colegio* とは、正会員および正会員になる前のイエズス会士が共同居住するところであつて、ロヨラの死亡時（一五五六年）には次のような各種のコレジオが存在した。

- 一、大学の授業を聴講するイエズス会士学生が居住するコレジオ。
- 二、イエズス会士教師が、そこに居住するイエズス会士学生に教授するコレジオ。

三、イエズス会士教師が、そこに居住するイエズス会士学生に教授する授業を、外部の生徒も聴講するコレジオ。

四、とくにイエズス会士でない生徒の教育を目的としたコレジオであるが、そこに居住するイエズス会士学生のある者たちも、それを聴講することがある。

その外にも、セミナリオス、エクレシヤス、テイコス、イエストゥデ、インテス、コレクトリオス 聖職者のセミナリオに相当するコレジオや、世俗の生徒の寄宿舎であるコレジオも存在した。大航海時代の東インディアにおけるイエズス会コレジオについて見るなら、例えばゴアのコレジオは右の三に該当するといふ。⁽¹²⁾ カプラルの書簡に記されている「コレジオ」が、右の事典が説明する、授業が行われる教育機関としてのコレジオでないことは言うまでもない。

次にイエズス会のカザであるが、同じ事典は次のように説明する。ロヨラのイエズス会憲ではカザとコレジオとを明確に使い分け、カザはすでに修学を終えたイエズス会正構成員の居所で、喜捨によつて維持しなければならぬのに対し、コレジオは修学生やその教師の居所で、定収入を有することが出来る、と。⁽¹³⁾

同事典の右の説明はいわば総論であつて、事典はカザ

について、今一步立ち入った説明をしている。すなわち、イエズス会のカザを分類すると、次の通りだという。

一、カサ・プロフェサ 盛式誓願司祭カザ。プロフェツス 盛式誓願司祭が住まう居所。

二、レジデンシア。会憲では、レジデンシアは特定の居所を意味せず、居住する意味で用いている。後に盛式誓願司祭カザに対比して、レジデンシアが文書に現れる。ヨーロッパ、インディア、アメリカでその数が増えた。各地に展開移動する布教団の拠点の意味で使用されたりした。キリシタン史料では、レジデンシアはパードレとイルマン合わせて一人〜数人が居住する、小規模の居所の意味で使用されることが一般のようである。⁽¹⁴⁾

三、statio, coetus, mission。これらはキリシタン史で登場することもあまりなく、従って通常使用される訳語もない。あえて訳語に置き換えることはしない。

statio = 一人〜少数のイエズス会士のレジデンシアが、こう呼ばれることがある。

coetus = statio よりもつと一時的な居所。

mission = そこに定着することを見越したイエズス会士の一時的居所。現在は通常 statio または coetus という。

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて(上)

四、カサ・デ・エル・シニョス イグナテイウスの霊操(15)を実践する者のための居所。カサ・デ・プロバシオン 修練院のことだといってよいであろう。

五、著述者のカザ。イエズス会総長の委任を受けて、エスクリトレスある期間共通善のために有益な著述活動をする者の居所。⁽¹⁶⁾

右に記した『イエズス会歴史事典』のコレジオとカザについての説明文を踏まえて、カブラルの書簡に見える「コレジオの如きカザ」について考えてみるが、ここで彼がいうのは、パードレ二、三人および同数のイルマンが常住するカザであるから、右の一ではありえない。三はキリシタン史にあまり登場することはない。四・五も該当しないであろう。というわけで、カブラルの「カザ」は、右の二の施設のことではないか。要するにここでの「カザ」には、特段の限定的意味はなく、「居所」といった意味に近いといつてよいであろう。「コレジオ」が、授業が行われた教育機関でありえないことは、先に記した。

それでは、カブラルの書簡に記されている「コレジオの如きカザ」とは、どのような施設であったか。実は「コレジオの如きカザ」という語は、他の史料にも見える。例えば一五八二年二月にヴァリニャーノが作成した

「日本のカザと毎年の必要経費の目録」(史料二)と題する記録である。下・豊後・京都にどのようなイエズス会施設が存在し、それぞれ年間どれ程の経費を要するかを記したものであるが、その中で、下と京都の二地区にそれぞれ次のような施設が存在したと記述されている。まず下については、

大村要塞に「コレジオの如きカザ」una Casa a manera de colegio

長崎港に「同様のカザ」otra Casa semejante

有馬要塞に「同様のカザ」otra Casa semejante

天草領に「コレジオの如きカザ」otra Casa a

manera de colegio

平戸に「同類のカザ」otra Casa de la misma suerte

博多に「同様なカザ」otra Casa semejante

薩摩国に「同様なカザ」otra Casa semejante

次に京都においては、

安土山に「コレジオの如きカザ」una Casa a manera

de colegio

堺市に「コレジオの如きカザ」una Casa a manera

de colegio

美濃国に「コレジオの如きカザ」una Casa a manera

de colegio

(豊後に関しては、その種のコレジオについての記載はないが、豊後には正にコレジオそのものが存在した)⁽¹⁷⁾

この記録には、「コレジオ」はその旨明記されている。それ以外に、右の如く「コレジオの如きカザ」「同様のカザ」「同類のカザ」と表現されている施設が、各地に相当数存在したように記されている。

別の記録にも、類似的の表現が見える。すなわち、一五八六年にヴァリニャーノが作成した「イエズス会〔ゴア〕管区がインディアに持つすべてのコレジオ・カザ・レジデンシア・人・定収入、および経費の要録」(史料三)には、日本に関して次のような記載が見える。

〔下・豊後・京都の〕三地区全体に、われわれは四種のカザを持つ。すなわち、完成されたコレジオ・その他コレジオの原初形態の如きカザ——そこには七〜八人のイエズス会士が共同生活をしている——・パードレ一人とイルマン一人だけ居住する小さなレジデンシア・土地の現地人の貴族と貴人のセミナリオ、以上である。⁽¹⁹⁾

右の史料では、その当時日本に存在したイエズス会の

居住施設を四種に分け、その内の一つとして、未だコレジオとして完成されていない、「コレジオの原初形態の如きカザ」を挙げている。

以上三点の記載を見た。結論として、(史料一)の「コレジオの如きカザ」、(史料二)の「コレジオの如きカザ」、および(史料三)の「コレジオの原初形態の如きカザ」はすべて、同じような意味で使用された語と見てよいであろう。冒頭の(史料一)でカプラルが、「コレジオの如きカザ」を一つ作って、イエズス会士として問題のある会員を一人ずつそこに居住させて再教育すべしと主張しているその施設は、将来はコレジオに発展拡充することはあり得ても、現段階では教科教授が行われる教育機関としてのコレジオではない、と云ってよいであろう。

* * *

右に記した「コレジオの如きカザ」「コレジオの原初形態の如きカザ」といった表現で史料に見えるイエズス会士居住施設と関連すると思われるので触れるが、エヴオラ版カルタス収載の書簡類に、「コレジオ」なる施設についての記述が散見する。

一五六五年一〇月二五日付け福田発、イルマン・ルイ

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて(上)

ス・ダルメイダのイエズス会イルマンたち宛書簡に、次のように記されている。

「五月半ば、私は堺市で乗船したが、豊後市までの道中に起こった多くの事柄については述べない。われらの主イエス・キリストの全善により、天候に恵まれて一三日間で豊後のコレジオに到着したと言えは充分である。」
〔中略〕

〔白杵で〕豊後の王とキリスト教徒たちと別れ、私は豊後のコレジオに戻った。そこに二、三日滞在し、直ぐに有馬国^{レイ}に向けて発った。²⁰⁾

右の史料に見える、一五六五年当時豊後に存在したという「コレジオ」が、本小論で取り上げている教育機関たる本来のコレジオであるはずがない。「コレジオの如きカザ」の部類に入れるべきであろう。後に(註)142として引用する、一五六四年一〇月一四日付け豊後コレジオ発アルメイダの書簡の発信地名についても同様である。

三

東インディア巡察師ヴァリニャーノが日本巡察以前に、彼にとつては未だ未知の布教地である日本にコレジオを作ることに關して、どのような考えであったか伺うこと

の出来る史料を示す。

一五七五年一月六日〜八日、インディアのシヨラン島で開催されたインディア管区(ゴア管区と同)協議会の答申に関して、ヴァリニャーノが一五七五年一月三〇日付けで同じシヨラン島で記述したイエズス会総長宛意見書である。協議会答申に対する彼の見解であるから、まずその協議会記録(諮問と答申)を記す。

諮問第四四は「マラッカまたはシナまたは日本にコレジオを作るべきか。」というものであるが、この諮問事項について協議した上での答申に、次のように見える。

「第三点、シナに〔コレジオを〕作るべきかという点に関しては、様々な意見が出された。すなわち、ある者たちは、其処は豊かな土地であるから、その気になれば、盛式誓願司祭のカザを作り、日本から来た者たちを其処に入れることも出来よう、と言った。またある者たちは、日本で入会を許された者たちが学ぶために、シナにコレジオを作つて、其処で古典学と倫理神学を講じるのがよい、と言った。またある者たちは、日本で入会を許された者たちを指導するために、修練院を作るべきだと言った。というのは、日本では叛乱打ち続き、それは望めないからである。

第四点、ここではほとんど全員が次のような意見であった。すなわち、日本では今は戦が絶えないので、修練院もコレジオも作ることが出来ない。われわれ仲間たちが言語を学び、「日本」布教に携わる者たちが入るセミナリオを作る積りでいるのがよい、と。さらに全員次のような見解であった。ポルトガルの王女ドニャ・マリアが、日本向けの人員の養成のために、シナと日本にコレジオを寄附するよう尽力すべきである、と。」

右の答申に関してヴァリニャーノが総長に送つた意見書(一五七五年一月三〇日付け)に、次のように記されている。(第四点に関する箇所は省略)

「第三項に関しては、もしも日本人がわれわれの基本精神に対する適性を備えていて、しかも想定される如く多くの懸念があつて、日本にコレジオを作ることが出来ないのなら、小規模コレジオと修練院をシナ〔マカオ〕に作るのがよいと、私には思われる。前述の日本人たちに対し、精神に関して、そしてさらに少なくとも古典学と倫理神学の学文に関して、教育するためである。

しかしながら、日本人にその能力があるか否か判明せず、彼らと交渉を持つてみない内は、私は結論を下すこ

とが出来ない。もしも日本人にその能力がなければ、一〇〇一二人の盛式誓願司祭カザがシナにある方が好都合だと、私には思われる。」⁽²⁴⁾

先のカブラルの書簡(史料一)に見える「コレジオ」は、未だその姿がはっきりしない、漠然とした嫌いがあるが、これが明確に教育機関としてのコレジオを日本に創建することが話題になり始めたのは、どのような経緯であろうか。

この点に関して、次にフランシスコ・カブラルの別の書簡を取り上げる。この書簡には宛名と日付が記されていないが、宛先については、いずれ日本に渡来する巡察師ヴァリニャーノに対して日本教会の諸事情を報告したものとと思われる、また日付は、後に文書を整理した者の手であるが、「一五七六年末頃」と記入されている。なおこの書簡の、ここでの関係記事は Jap. Sin. 811. # 139-139v にわたる長文である。その全文を記載することはせずに、内容の要点を摘記し、重要な箇所のみその本文を記載する。

これ以前にヴァリニャーノからカブラルの許に、日本にコレジオを作る件について在日イエズス会士の間で協

議し、それにはいかなる困難が伴うかなどの疑問に 대응するようにとの指示があった。

それに応えてカブラルは、口之津に次のメンバーを集めて協議会を開いた。パードレは、カブラルの他、ガルパル・コエリヨ、ジョヴァンニ・フランチェスコ、アルフォンソ・ゴンサレス、アントニオ・ロペス。イルマンは、ルイス・デ・アルメイダ、一人の日本人イルマンであった。(以上パードレ五人、イルマン二人)⁽²⁵⁾。

カブラルはその席で、日本にコレジオを作る件でヴァリニャーノから受け取った文書を披露した。つまりそこには、ヴァリニャーノがその件で見解を求めた事柄が記されていたわけである。その箇所を次に引用する。

「その席で」私(カブラル)は、尊師(ヴァリニャーノ)がその件について私に書き送った一節とそこで提示されている疑問点を皆に読み上げた。すなわち(第一)、定収入^{リエンタ}によって営むコレジオか、または喜捨によって維持される盛式誓願司祭カザか、或いはまたカザとコレジオの両方を一緒に創建すべきか。第二、何らかの修練院^{カサ・デ・フロバシオン}も一緒に作るべきか。また古典学・良心問題^{ウァニエタ・カソ}の何らかの授業を設置すべきか。第三、創建する場所。第四、それを維持していく方法。」⁽²⁶⁾

口之津の協議会において右の第一―第四点について熟慮を重ねた末、次のような結論に達した。

第一、コレジオ・盛式誓願司祭カザのいづれか、または両方の創設の是非

第一に問題となっているのは、創建すべきはコレジオか、盛式誓願司祭カザか、あるいはその両方を一緒にか、という点である。この第一の問題は、イエズス会憲が謳うイエズス会の経済基盤に関する規定に関わる。つまり、盛式誓願司祭らイエズス会正構成員は定収入を所有してはならず、喜捨によつて生きなければならぬ。これに対しコレジオ・修練院は定収入 *renda, renta* を所有して、それを経済基盤とすることが許容された。これらの施設に居住する者は、コレジオに学ぶ者やイエズス会入会直後の、修練院に入つて修練期間を過ごす者たちで未だイエズス会正構成員ではなく、定収入で生活することが許されたわけである。⁽²⁷⁾

定収入とは、世俗的資産からであれ聖職^{スベネフィツ}禄であれ定期性のある収入。⁽²⁸⁾ 例示するなら、不動産を所有して、そこから賃貸収入を得るようなケースが分かり易い。

第一点について、喜捨によつて維持する盛式誓願司祭カザを作ることは絶対に不可能である。なぜならわれわ

れは自らが生存するだけでなく、貧者を助け、自力で教会・カザを作らなければならないからである。日本では、宣教師が海外から渡来して喜捨を求めながら布教することについて、有らぬ誹謗中傷がなされる有様である。

つづいてコレジオの必要性について、次のように記す。「コレジオに関しては、われわれは只単にそれが必要だと思ふだけではなく、それ〔コレジオ〕無しではイエズス会の改宗の前進も、当地に長く滞在しているイエズス会士たちの前進も不可能である。そうである理由は、私は既に其処にもローマにも、幾度も書き送つてきたので、ここでそれを繰り返す必要はないと考える。というのは、尊師〔ヴァリニャーノ〕は、当地ではこれ〔コレジオ〕が必要だということは、既にヨーロッパにおいて分かつていたと私に書き送つてきたからであるし、また^{コンシグレーション、コンセル}総會議において全員が、それはどうしても必要だといふ見解であつた旨、ローマから私の許に書き送つてきたからでもある。それに基ついて直ぐにそれを実行に移すようにとの、総長⁽²⁹⁾ 宛下の命令を尊師は齎らしたのだ。」

以上が第一の問題に関する答申である。すなわち、コレジオまたは盛式誓願司祭カザを創建することは是非が

問題になつていたが、コレジオは推進すべし、一方の盛式誓願司祭カザは不可、という答申内容である。

第二、修練院創設の是非

第二は、修練院の創建、および古典学・良心問題の授業の設置の件である。この問題について本書簡では、次のような見解が表明されている。日本では修練院なしには布教は不可能である。というのは、言語の障壁があるため、日本人の異教徒に説教をするのは日本人〔説教者〕でなければ不可能である。フロイスは日本語に最も習熟し、修得して一六年になるが、いまだ異教徒に説教するだけの勇気がなく、そのことを深く苦悩している。日本では外国人パードレに出来ることは、ミサを挙行し、信徒の告解を聴き、そして説教をする日本人〔説教者〕を導き、舵手として彼らに仕えるだけである。

彼らは徳と情熱を持って持つほど、多くをなし実り豊かである。それを持つためには、彼らを助ける場所が必要である。そして最もよく助けることが出来るには、彼ら〔日本人説教者〕をイルマンにすることである。イルマンでないと、彼らは借り物にすぎないので、最も必要な時にわれわれの許を去っていく。説教をさせても、イルマンではないので彼らには貞潔や修道生活を求めない。

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて(上)

右のように、日本布教における日本人説教者の担う役割の重みを記述した上で、現在日本にいる日本人イルマン三人の内の二人、ロケおよびロレンソについて記す。要するに第二の修練院創建の是非について本カブラル書簡は、日本に修練院が創建され、黙想が行われれば、極めて有徳の部下を大勢擁することが出来ると思つても、らいたい、とヴァリニャーノに述べている。

第三、コレジオ・修練院創設の場所

ヴァリニャーノが提起した疑問の第三、コレジオおよび修練院を創建するのに最も適した場所は何処かという点に関しては、カブラルの本書簡には次のように記述されている。

「このコレジオおよび修練院を創るのは何処がよいかという、その創建場所に関する第三点に関しては、尊師〔ヴァリニャーノ〕が、戦いが原因で日本は安全面で劣っている点を考慮して、シナにそれを創り、〔FC 30〕〔イエズス会に〕入会する予定の者たちを当地〔日本〕からシナに送り、〔学習の後〕当地に帰らせるのがよいのではないかとこの疑問を持つなら、神の愛により〔尊師は〕単にこの問題を議論の場上げるに留め、この件について他から説得を受けたりしないであらう」

い。というのは、日本は戦いが原因で安全面で劣ることが懸念されるとは言え、それでもシナの港〔マカオ〕は、次の如き多くの理由から安全面で〔日本より〕はるかに劣るからである。」

右のように記した上で、コレジオ・修練院の創建場所としてマカオが決して安全な所ではない理由を列記している。

一、その土地はわれわれのものではなく、シナのマンダリンたちは望み次第彼らをそこから追放する。二、私〔カブラル〕が其処にいた二年間、彼ら〔マンダリン〕はポルトガル人たちが混乱を起こしたために、彼らを追放しようとしたことが時折あった。その食糧を奪ったことも時々あった。三、たといマンダリンたちが彼ら〔ポルトガル人〕を追放しなくても、彼らは強力な盗賊に隷属すること甚だしい。例えば私が来た年〔一五六八年〕にはチャンシラオが、まさに其処を奪取しようとしていた。四、当地に来る人々が語るところによると、このようにして其処〔シナ〕の物欲、罪、忌わしい行為は高じていき、住民は彼らの無法行為を我慢しているが、われらの主が恐ろしい罰を下すことなしに我慢なさるかどわか私は知らない。

このようなことは日本には存在しない。というのは、土地は領主自身のものであつて、彼らはそれを守るからである。多くの地域で戦があるが、他の地域では平和である。

「とくに豊後国はそれで、其処ではわれわれは二四年前からカザを持つているが、これまでに災いが生じたことがない。それどころか、〔豊後国の〕王〔大友宗麟〕はわれわれを保護の許に置いている。彼の領国外の他の地域でも、彼の好意のお蔭で、他の領主たちがわれわれに恩恵を施してくれる。これまでの私の知識によると、この〔豊後〕国の平和は永続すると思われる。というのは、強力強大な領主であればあるほど、他の領主たちから恐れられ、彼〔豊後の王〕は何人をも恐れないからである。毎日戦いがある他の地域においても、われわれは神の全善により、〔教会活動を〕永続させる。それ故、日本のこの地域〔豊後国〕には恐れるものがない。それに反しマカオは、上に述べた諸理由により、危惧すべきことが多い。」

右の如くカブラル書簡は、コレジオ創建の場所として、安全・安定の点でマカオより日本がよく、中でも領主の実力や教会への姿勢その他豊後を強く推奨している。同

書簡はさらにそれとはまた別の観点からも、日本が適していることを強調している。その記述を引用してみる。

「日本にコレジオを創るのがよいもう一つの理由として、単にわれわれ仲間（ドイツ）の会員を養育するのに役立つだけではなく、神（ドイツ）の法の信用のため、および異教徒（ドイツ）の教化のためにも役立つことがある。というのは、これまでにパードレが一人しか来ず、聖務日課（ドイツ）や祭儀（ドイツ）も行われず、相應しい外観（ドイツ）を備えたわれわれのカザもないからである。「日本人の」多くは外面（ドイツ）によつて心が動かされる。これが日本人の天性である。彼らは、われわれがこの点如何に欠けているかを見て、われわれに関する諸々の事柄に敬意を表しない。もしもわれわれが整ったカザを持ち、そこに「必要な」人員を擁し、そしてことに、日本では最も深い思いを寄せ、力を注ぐ埋葬において何らかの祭儀（ドイツ）が行われるなら、すべての事が一変するであろう。

また「コレジオを」創ることが出来るすべての地域には、周囲一・二・三・四、または五レグワにキリスト教徒がいる土地が存在するが、ここに駐在する者たち「パードレ」は、土曜日（ドイツ）にこれらの土地を助けに行き、日曜日の午後には彼らの靈操（ドイツ）に戻るといふように、自らの

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて（上）

クリヤンシオン（ドイツ） エスピリトゥ（ドイツ） 教化と靈的向上を損なうことなしに事を運ぶことが出来るからでもある。このようにして、自分の靈的向上（ドイツ）を何ら損なうことなく直ぐに助けにいくことが出来るであろう。シナにあつたのでは、このようなことは不可能である。⁽⁴⁰⁾」

コレジオとしての外観・内装を整え、人数を揃え、教会の祭儀、ことに日本人の心情に配慮して葬儀が絡む形式には心を込めて執り行うことにより、そのコレジオは単に会員の養育機関としてだけでなく、日本布教のために極めて有益な役割を果たすことを強調している。

さらに、コレジオで教育を受ける者たちは、日本で教会活動に携わるための特別の教科を学ばなければならぬ。そのためにも、コレジオが日本に存在する方がいいという点も指摘している。次の通りである。

「当地で養育する者たちはまた併せて、説教（ドイツ）の仕方および日本の文字（ドイツ）と法（ドイツ）について、修得し教えを受けなければならぬ。それなしには、彼らはその後大した力になりえない。そのためには、それを教える教師（ドイツ）を一人か二人抱えねばならないが、これは見つけるのは容易である。というのは学識ある仏僧（ドイツ）でキリスト教徒になつた者が何人かおり、彼らは僅かな報酬で喜んでそれをする」と

思われるからである。

或る年私が連れてきた非常に学識豊かな者が一人おり、彼は私がカテキスモ(42)のカテキスモを助けた。また彼は、私の同伴者である一人のイルマンに対して、日本の最も肝要な諸事を教えた。彼と論争が出来、一語判読困難語り合う(43)仏僧(44)はいない。この者は喜んでそれをするであろう。すでに私は、やはりこの度豊後において私の許で改宗した大変学識豊かなもう一人の人物と共に、彼にその仕事を割り当てた。(45)

日本で布教活動をするには、イエズス会コレジオとしての教科に加えて、日本の関係の学習もしなければならぬ、そのためにはかつて仏僧であつてキリスト教に改宗し、しかもその志を有する者が求められるが、そのような者が身近にいる所がコレジオの設置場所として望ましいという、当然のことが述べられている。

その他同カブラル書簡には、マカオにコレジオを創ると、そこを行き来しなければならぬ難儀、旅の危険、日本の教会活動のために働くことなく、相当な期間その地に滞在しなければならぬこと、コレジオでの学習を終えて日本に戻った後、日本の諸々の事柄を学ばなければならぬこと等を、日本にそれを創建する利点と対比

して記述している。

さらに、マカオのカザにおいて、ポルトガル人たちが原因で大いに平穩が乱されていることを指摘し、それについては尊師(「ヴァリニャーノ」)はそこに駐在している者たちから知ることが出来る。このような平穩を欠く所では、霊・徳・学識の向上など不可能であろう、と記す。(46)そして、上記の理由、および冗長になるのを避けるために記さないがその他多くの理由により、かかるカザ——つまりコレジオ——を日本の外に創建するのは絶対によくないと強調する。(47)

カブラル書簡はさらに続いて、日本に文字の学校を創建する問題について記述している。

「当地に文字の学校を置くことが可能かどうかという尊師(「ヴァリニャーノ」)のお尋ねに関しては、私は次のように申し上げたい。今最も必要なのは、日本の文字と諸事情の学校を設置し、その教師を抱えることである。またラテン語と哲学についてもそれが存在するならば、(「イエズス会教会の」)信用のためおよび改宗のために、非常に良いことであろう。しかし現地(48)の者たち(「日本人」)がこれを修得するためには、それ(「日本の言語」)によつてこれらの事柄(「ラテン語や哲学」)を説明出来る程、

日本の言語や文字に習熟した人々が必要である。そのような者は、今はいない。しかし時が経てば、ポルトガル人だけのためならそうなるかも知れない。そして疑問を解決するための学識を備えた者を一人か二人、日本において抱えることは出来るかも知れない。学識の乏しい者たちは、日本の言語と文字について〔の知識を〕大いに必要としている。

ここで問題にしているコレジオ・修練院を創建するには何処が適しているかという点に関しては、如上の記述で明確になるが、カブラルは結論として次のように記す。「場所に関しては、当地日本において最も快適な所は、豊後だということに全員が一致した。理由は、日本全土で最も安全な所であること、王〔大友宗麟〕とその子供たち全員がわれわれに対して非常に好意的であること、王の二番目の息子が既にキリスト教徒になっていること、その他の重要人物の子供たち〔にキリスト教徒〕がいること、近隣にキリスト教徒たちの多くの土地があること、極めて思慮深い人物と思われている偉大な王が神の法をこれ程までに容認し、それに恩恵を施すことにより、その結果日本全土に多大な信用を博していること、コレジオが其処に存在することによって多大な成果を上げること

とが期待出来ることとその理由である。というのは、この下において得られたすべての成果は、王が彼の息子をキリスト教徒にし、彼の文書や恩恵を得て以後のことだからである。

しかし私は、尊師〔ヴァリニヤーノ〕が渡来するまでは何もしないことに決した。というのは、〔渡来後尊師が〕一層深い叡智と経験によって、われらの主なる神のより一層の光栄になることを、お命じになるからである。それだけでなく、私は、それが神に対する極めて大なる奉仕となるであろうと思われるので、今〔豊後におけるコレジオの創建を〕始めたいとは思いますが、私は救いの手を差し伸べ、教理教育を施し、洗礼を授けなければならぬ者をお大勢抱えているからでもある。」

第四、コレジオの財源

ヴァリニヤーノからの諮問の最後の第四は、そのコレジオを経済的に維持する方法についてである。本カブラル書簡には、次のように見える。

「維持に関しては、衣食以外に消費をする必要がなければ、尊師がそれ〔コレジオ〕の基金のために〔ポルトガル〕国王からもらって来る一〇〇〇クルザドは、二〇〇三〇人のために充分だと私には思われる。或いはそれ

以上でも可能かも知れない。」

ヴァリニャーノの四項目の諮問に対する直接の答申は以上であるが、関連して日本人をイエズス会に受け入れる件について、記している。協議会の議論の結果か、カブラルの個人的な見解なのかはつきりしない嫌いはあるが、少なくとも、これがカブラルの意見と異なるものではない、ということはあるであろう。

「当地で日本人たちを〔イエズス会に〕受け入れるための権限は与えないのがよいと、尊師〔ヴァリニャーノ〕が思っておられるその権限に關してであるが、尊師がそのように決めた以上、そうするのが最善かつ最も確かな措置であろう。

しかしながら、この地〔日本〕にいる者たち〔イエズス会士〕には、当地の諸々の事柄について有する経験から、当地では彼ら〔日本人〕を受け入れないと、このキリスト教会がこれ以上伸展することはおろか、維持することすら出来ないであろうと思われる。それは、上述の如く、説教する者がいなくてはわれわれ〔イエズス会士〕に出来ることは僅かであり、これらの人々〔説教者〕がイエズス会に属することの重要性は大きいからで

ある。日本のような大教会ゴサタングラデの上長スベリオルを尊師が誰かに任せているのであるから、これまでに収めた成果と今後期待される成果の両方で、イエズス会は今の日本のような教会コサを〔他には〕持ち得ないのではないか。

尊師に次のことを知っていただきたい。われわれはすでに非常に多くの国々シリスに散在しており、非常に多数の地域に教会イグレシアスを持ち、キリスト教徒がいるため、仮に日本を二つの管区プロヴィンシアスに分割しても、それらはヨーロッパの最も小さな〔管区〕程にも小さくはないであろう。それ故、尊師がこれ程の大教会グランドコサを任せる者には、イエズス会への入会を許可する権限の如き小さな事柄は、任せなければならぬであろう。もつとも、尊師が決める枠内の人々の意見を徴してのことではあるが。本当のところ私がこれを言うのは、それが私に關わる事柄だからではない。その理由はむしろ小さく、それよりも、これ〔日本人のイエズス会入会を許可する権限を、日本イエズス会の上長が持つこと〕なしでは、神への奉仕が大いに失われるという私の経験に基づいてである。」

カブラルのヴァリニャーノ宛長文の書簡を、右に紹介した。コレジオ創設に関するヴァリニャーノの諮問に応えて、一五七六年に口之津で開催されたイエズス会協議

会での議論とそこでの結論を、カブラル自身の意見をもち交えてヴァリニヤーノに答申したものである。

適宜内容を整理しながら引用してきたので、反復するまでもないが、要するに諮問事項の四点とその答申は左の通りである。

第一、日本にはコレジオと盛式誓願司祭カザのいずれを、あるいはその両方を創建すべきか、との諮問に対しては、コレジオのみを創るべきであると答申。

第二、修練院の創建については、日本での教会活動は、言語の障壁から、日本人をイルマンにして布教の前線に投入せずには不可能である。修練院の創建が必要であると答申。

第三、コレジオと修練院を創建する場所については、マカオは不可で、日本それも豊後が好条件を備えていると答申。

第四、その維持費の調達については、コレジオの人員が二〇〇三〇人なら、ヴァリニヤーノがポルトガル国王から得る年一〇〇〇クルザドで充分であると答申。

ヴァリニヤーノの諮問の核心部分と、それに対する答

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて(上)

申は右の通りであるが、カブラルの書簡は右に見た如くそこに若干の補則的追加的記述をしており、それは今後の日本におけるイエズス会の教育機関を考える上で重要と思われるので、少し触れる。それはとくに、右の第三、および末尾の文章中の記載である。

カブラルが日本にコレジオを創設するのがよいと考える理由としてとくに強調するのは、日本での布教に成果を期待するには、まず第一の要件として日本語で説教が出来なければならぬ。この言語の障壁は高く、どうしても日本人が布教の前線に立たなければならぬ。その日本人説教者に次に求められるのは、日本の言語文化や宗教などについての教養であつて、それを教育しなければならぬ。ラテン語・古典学(この二教科は同じと見てよいであろう)・良心問題・哲学といったコレジオとしての教科も、日本語で教授するのが望ましいが、現在は未だそれが出来る者はいない。

日本布教の第一線で説教に携わる日本人は、イエズス会入会を許してイエズス会イルマンとしなければならぬ。イエズス会パードレとは別種の人々という評判をとつたのでは、その説教もそれを聴く日本人に強く響くものがないに違いない。イエズス会イルマンにして、イエ

ズス会士として同じ誓願を立て、同じ修道生活に生きて同じ思いを持って布教活動に入らなければならぬ。そのためにも日本には、コレジオとともに修練院を創建しなければならぬ。

日本人説教者は、イエズス会イルマンでなければならぬとなると、日本人の入会問題が生じる。入会を許可する権限の所在である。巡察師ヴァリニャーノは、日本人の入会を許可する権限を日本イエズス会の長に与えないのがよいとの考えでのものであるが、日本イエズス会の如き大きな布教単位、布教区の上長には、上長一人の独断の弊に陥るのを排した形にして、その権限を与えるべきであろう、との見解を表明している。

右の最後の件は、キリシタン史上通念とされていることとはいささか趣を異にする内容であるが、少なくともこのカブラル書簡が記述された当時はそうであったと解すべきであろう。

四

一五七七年九月一日付け口之津発、カブラルのイエズス会総長宛書簡の一節を次に訳載する。

「それ故にこの地〔豊後〕は今や、神の助けを得て、

全キリスト教会は寺院や仏僧やその他の異教徒の防波堤となっており、一大教会である。というのはそれが大きな「教会」であつて、多数の「キリスト教の」土地から成っているからである。すでに三〇程の教会が存在するが、なおその外に四〇作る必要があるであろう。今当地においても日本全土においても、彼らに教え、洗礼を授けてキリスト教徒にする通詞と働き手が必要としてゐる。現地の者たち〔日本人〕やわれわれ仲間〔ヨーロッパ人など〕から、働き手を養育するためのコレジオを一つ日本に創るよう、〔主の〕良き指図によつて猥下が命じて下さるものと、私は主を信頼している。

猥下は、この改宗を前進させるためにも、われわれ仲間が自ら〔の活動〕を維持するためにも、絶対に他に方法がないと思つていただきたい。というのは、われわれは多くの国、様々な地域に分散しており、しかも様々な〔霊的弛緩の〕機会の真つただ中にあるので、もしも二年毎にあるいは三年毎にわれわれが少しずつでも〔霊的に〕鍛え直していくことが出来る何らかのカザがなかつたら、徳や霊を保持することが満足に出来ないであろうと思われるからである。

今年〔一五〕七七年に巡察師パードレ・アレサンド

レ・ヴァリニヤール⁽⁵⁷⁾は、一四人の仲間をゴアから当地に送ってきた。何らかの必要な物を補給し、残りの六人がこのカザを創始した後に、それ「同カザ」によつて極めて大なる成果を生むことを、私はわれらの主において期待する。というのは、イルマンになつて説教することが出来る日本人を養育することにより、その務めを果たす者がいるなら、短い年月で日本全土が改宗しようという気持ちになる可能性が大だからである。このことは、神の助けを得て、豊後国において今始まるであらう。そこが日本中で最も穏やかで、かつ平和的な所だからである。しかもキリスト教会がすでに其処に良き足場を持つており、王がわれわれに對し極めて恩恵を施しているからである。

彼「豊後の王」はまた、日本にコレジオを創る予定だということを知り、私に次のように言つてよこした。とにかく彼「同王」の土地に創るように。そのために、何処であれ一つの町全体であれ、仏僧の寺院であれ、あるいはその他何であれ、目星を付けるように。そうしたら彼「同王」は直ちにそれを与える旨言つてよこす、と。そこで私は、王の居所である土地を何日も見て歩いた。結局われわれには、海の直ぐ近くで彼の宮殿の前に位置

する土地が、水源から半レグワのところ、大変涼しく健康に良好等々、最良であると思つた。」

カプラルはここで、日本にコレジオを創建することの重要性をヴァリニヤールに強調し、豊後の王、つまり大友宗麟が居所の近くにイエズス会コレジオの創建を招致しようとして、その土地を選択させた旨記している。

一五七八年一〇月一六日付け白杵発、フロイスの在ポルトガル、イエズス会パードレ・イルマンたち宛書簡に、次のように見える。

「〔嫡子大友義統は〕本年の初め、当所のパードレに沢山の進物を添えて次のような伝言を送つてきた。すなわち、彼はすでにこれらの国々を統治しているが、彼の父は万事において常に神の法とパードレたちに恩恵を施した。彼もこの点で父に劣るどころか、むしろ可能ならば父を凌ぐと決心した。それ故、パードレがコレジオを豊後に設置することに決したのであるから、彼の政庁があるこの白杵に、〔パードレが〕最もよいと思う場所を選定するように。そして彼に望むことを書面で彼に示すように。そうすれば、われわれ「イエズス会士たち」に恩恵を施したいという彼の意思が、〔パードレに〕いっそう明らかになるであらう、と。〔中略〕

〔大友義統は〕コレジオ用に、極めて広い地所をわれわれに与えた。それはこの臼杵からおおよそ半レグワのところにある。こちら〔イエズス会〕から彼にそれを示したからであった。彼らには他の充分な定収入ダグを与えて満足させた上で、一人の大セニョル身ウラシバルとその一部を所有するその他の仏僧ボノズたちから、取り上げたものであった。その場所は海辺で、大変美しい海岸があり、当地で最も良質の水の泉がある。〕

大友義統がイエズス会バードレに対し、豊後にコレジオを創建することに決めたのであるなら、臼杵にそのための場所を選定するように、と伝言し、バードレが選んだ臼杵から半レグワの所の土地をコレジオ用に与えたという。そこは海岸で、良質の泉があった。

さらにフロイスは、右の書簡とほぼ同じ頃に、カブラルに次のように書き送った。一五七八年一〇月付け臼杵発、フロイスの日向フランシスコ・カブラル宛書簡である。

「当地でその他にも大変よいことが起きた。彼〔嫡子大友義統〕は私の手を取り、私にもたれかかって、大いに笑い、なぜコレジオ〔の建造〕が始まらないのかと尋ねた。私は彼に答えた。尊ウオササレウエレンシア師〔カブラル〕が彼の

父である王〔大友宗麟〕と一緒に土持ツチモチに行つたことが、それを妨げた。しかし、貴殿スアデルが速やかに着工されることを望んでいるので、尊師〔カブラル〕はこれに一層の努力を注ぐであろう、と。私〔義統〕がコレジオのために与えた、尊師が良いと思つているあの地所は、バードレやイルマンたちを満足させているか〔と彼は尋ねた〕。私は彼に対し、あの大浜の泉の水は大変良いとだけ言つた。これに対し、その地所はそれに適していない。城フォルテサから少し遠いように私には思われる。私は私の近くにそれ〔コレジオ〕があることを望む〔云々と義統は言つた〕。〔中略〕

〔コレジオに適した地所の選定に関する、大友義統とフロイスとの間の遣り取りを記述した後で、〕ついに彼〔義統〕は笑いながら、私〔フロイス〕に次のように言つた。私の父〔宗麟〕の僧院モナテリをもつてコレジオの土台としたいというのが私〔義統〕の気持だということが、貴殿ヴェニスにどうして分かつたのか知らない。神デウスがすべてをなし給うことを今私は一語64。私は城からコレジオの地所に及ぶ非常に大きな弧状の橋を架けて、当地の名誉と美観とすべく、自分の努力を注65ぐと決心した、と。〕

右のフロイスの書簡により、先の一五七八年一〇月一

六日付けの彼の書簡に見えた、義統がコレジオ用地として与えた土地が、大浜の海岸にあったことが分かり、その場所を特定する材料を提供する。またその土地が、もと寺院が建っていた所であったことも判明する。

つまり義統はイエズス会にコレジオ用地として、臼杵の城から半レグワの所の大浜の海岸にある寺院の跡地を与えた。ヴァリニャーノが来日した時（一五七九年七月二五日）⁽⁶⁶⁾にはすでに、イエズス会が日本にコレジオを作ることは、その段取りがっていたわけである。

その直後に、大友氏の勢力をめぐる政治情勢が大きく転換する。それは大友氏と島津氏との間の決戦であった耳川の戦で、大友が大敗したことである。日向の南城（宮崎県児湯郡）周辺で、大友と島津の主力部隊が総力をあげて激突し、大友勢が大敗を喫したのは天正六年一月一二日（一五七八年二月一〇日）であった。つまり、大友義統から臼杵城の近くにコレジオ建築用の地所をもらった旨、フロイスが書簡に記した直後のことであった。耳川合戦で敗れるまでが、宗麟の全盛時代であったとされる。因みに宗麟が洗礼を受けたのは、天正六年七月二五日（一五七八年八月二八日）である。⁽⁶⁸⁾

五

耳川合戦の大敗によって、大友の領内にコレジオを作る話が御破算になったわけではない。一五八〇年一月二〇日付け豊後発、ロウレンソ・メシアのイエズス会総長宛書簡（年報）には、次のように見える。

「〔巡察師ヴァリニャーノは〕また、府内のカザを今後はコレジオとし、イルマンたちが其処で彼らの学習を続け、そして修練を終えた者たちを、年齢と時間が許す限り、其処に送って学習させることに決した。それは、他の人々に説教をする日本人が、イエズス会の者として適切に、彼らの聖務を充分に果たすことが出来るだけの精神と学問を身につけることが、どうしても必要だと判断されるからである。〔中略〕

したがってわれわれは今豊後に、学習する者たちのためのコレジオを一つ、修練者のための修練院を一つ、野津と由布という土地に一つずつ、二つのレジデンシアを持つことになる。現在それらすべてに、二五人または二四人のイエズス会士がおり、その内七人が司祭である。〔中略〕

この度巡察師パードレ〔ヴァリニャーノ〕は、大村に

別のコレジオを創建するため、インディアから一二人または一四人渡来するよう命じた。これ〔このコレジオ〕は、毎年インディアから来る人たちが現地と言語と習慣を学ぶための、セミナリオとして役立たせるためであった。これ〔当地の言語・習慣〕はすべてにおいてわれらのと全く異なる故、これを学ぶには二、三年を費やさざるを得ないし、其処では多くのことが必要となるであろう。それ〔同コレジオ〕はまた、あの諸地方のすべてのレジデンシアについて言えるように、当地方の修道のカザとしても役立つであろう。』

右のメシアの書簡によって、次のことが分かる。

一、ヴァリニャーノは、府内のカザをコレジオに変えることにした。日本人イルマンが学習するためであった。

なお府内のコレジオについては、一五七九年一二月に日本に駐在するイエズス会バードレ・イルマンの名簿に、バードレ・ペ〔下〕ロ・ラモンについて、「豊後に府内のカザに駐在」と記されている。すなわちその当時、府内にはカザが存在したことが明確になる。府内コレジオの母体になったのは、このカザであろう。とにかく、この書簡の記述から、まさに府内コレジオは開始直前であったことを思わせる。

二、豊後には他に、修練院を一つ作る予定である。
三、豊後にはさらに他に、二つのレジデンシアを持つ予定である。

四、豊後には現在イエズス会士が二四人または二五人おり、その内司祭は七人である。

五、ヴァリニャーノは、別に大村にもコレジオを創建する計画であった。これは日本に渡来する外国人イエズス会士が日本の言語・習慣を学ぶためであった。

先に一五七八年一〇月のフロイスの二通の書簡では、大友義統が臼杵の城に近くの海岸にコレジオの建築用地をイエズス会に与えた旨記述されていたが、ヴァリニャーノが渡来して実際にコレジオ創建が着手される段階になると、それは新たに臼杵城の近くに創建するのではなく、府内のカザをコレジオに拡充発展させようというものであったことが分かる。

大友氏は鎌倉期の豊後移住以来、おおむね府内（大分市）を本拠としたが、其処には戦略上優れた城を持たなかったという。大友義鎮はそれまで本拠としてきた府内の上原館から、臼杵丹生島の城に移って、そこに常住し、入道、宗麟号を用いた。臼杵に移居した時は嫡子義統を

伴ったが、その後義統への家督譲与が行われ、義統は府内に移って領主としての統治を行い、宗麟は白杵に残った。

それぞれの節目の時期を、外山幹夫氏の考証に拠って記すと、

① 義鎮が白杵に移居したのは、一五六一年一〇月八日（永祿四年八月二十九日）以前。⁽⁷¹⁾

② 義鎮が入道し宗麟と号したのは、一五六二年七月一日（永祿五年六月二三日）以降で、おそらく一五六二年五月末～同年七月初（永祿五年六月末～同年七月初）。

③ 義統への家督相続が行われたのは、一五七六年二月（天正四年一月）～一五七六年三月一日（天正四年二月一八日）。

④ 義統が府内に移居したのは、一五七九年頃。

右の④の根拠となる史料を、次に引用する。一五八二年二月一五日付け長崎発コエリヨのイエズス会総長宛、一五八一年度イエズス会日本年報の一節である。

「白杵の要塞（豊後全土でもっとも強固で主要な「要塞の」一つで、かつては通常そこに政庁が置かれていたが、現在は王フランシスコが家族とともに居住している。

彼の息子である王〔義統〕は彼の政庁とともに府内へ移り、三年前から其処に居住している）には、昨年書き送った通り修練院がある。」

右の史料に拠って次のことが分かる。

一、白杵築城に伴い、義鎮は一旦は嫡子義統と一緒に白杵に移居した。すなわち統治の本拠が府内から白杵に移った。

二、すでに家督を相続していた義統は、右の年報の記述時を遡ること三年、すなわち一五七九年頃府内に移居し、統治を行った。

義統が白杵から府内に移居した時期については、右の年報よりも、次の一五八一年九月一五日付け白杵発カブラルのイエズス会総長宛書簡の方が、信憑性高く明確だと言ふべきであろう。すなわち、次のように見える。

「コレジオはこの国の首都である府内市にあり、そこには今から二カ月前に、嫡子〔義統〕が居住を始めた。彼はすでに、〔豊後〕国全土の統治を掌握している。」

年報は作成に一定の期間を要するものでもあり、カブラルが白杵において、今から二カ月前と明記している右の史料は、義統が府内に移った時期を明確にする上で、先の年報より信憑性が高いと言つてよいであろう。すな

わちその時期は、一五八一年七月半ば（天正九年六月半ば）であったことが判明する。

* * *

一五八〇年一〇月豊後、同年同月安土、および一五八一年一二月長崎と、都合三度にわたって巡察師ヴァリニヤノ主宰の下に日本イエズス会第一回協議会が開催された。そしてすべての協議が終了した後で、ヴァリニヤノがそれぞれの協議内容に対して、逐一裁決を下し、文章（一五八三（二）年一月六日付け⁽⁷⁶⁾）にした。

協議の記録であるが、豊後協議会記録と、最後の長崎協議会終了後に記された全体の協議会記録が伝存する。

両記録は、同文ではないが、全体の構成、その記述内容はほとんど同じである。僅かに第一・第二…といった構成上の異同が一カ所あること、および以下に記す記録の〔第五点〕の②の件の後半が豊後協議会記録では「すべ⁽⁷⁷⁾ての地区に、少なくとも古典学^{カホニダガテ}の何らかの学習機関が必要になるであろう。」といった文章となっており、セミナリオで学習する学科として、とくに「古典学」が明記されている点などが、特記すべき異同箇所である。以下その全体の協議記録により、コレジオに関する箇所を紹介する。

同協議記録の諮問第八は次の通りである。「われわれ仲間がコレジオの如き共同生活をするカザをいくつか日本に作るがよいか」

各諮問事項についての協議記録と、それに対する巡察師ヴァリニヤノの裁決は、翻刻され、邦訳も行われている。右の諮問第八の協議記録はかなり長文でもある。そこでここではその要旨を記すに止める。まず協議記録の趣旨は次の通りである。

第一点、全員一致、そのようなカザを少なくとも三つ、^{シモ}下・豊後・京都^{メアコ}に一つずつ出来るだけ速やかに設置することが絶対に必要である。

第二点、全員一致、慣習と言語を学習するセミナリオ、イエズス会入会者のための修練院、^{ノゼシヤド}必要な諸学問を学ぶコレジオを設立することが必要である。カザ一つでこれらすべてを果たすことは不可能だということでも、一致した。

第三点、それぞれの設置場所に関してであるが、修練院は豊後にすべきだと全員一致。豊後をよしとする理由は、次の通りである。①^{シモ}下と京都^{メアコ}の中間に位置する故の、会員の移動の便。②下と京都は戦乱絶えないのに反し、豊後は強力な一人の王^キの下に安定している。③豊後は日

本の中央に位置し、下・京メアコ都間の通路でもある。布教長が駐在し、修練院が所在するのに適する。④豊後の老ビエホ王はすでにキリスト教徒であるが、今後彼がさらに大回心グランドリコンバージョンをし、イエズス会は一層安泰になり、極めて大なる発展を見るであろう。

〔第四点〕、コレジオの設置場所については、二つの見解に分かれた。一は、コレジオは豊後国の府内市シウケトに設置し、臼杵に修練院を作るべしとの見解。二は、コレジオを京メアコ都に作るのがよいというものであった。⁽⁷⁸⁾

一の見解の理由。①通常コレジオで学ぶのは修練院を終えた者であるから、その移動の便。②コレジオで学ぶ者が修練者を模範に精神面で高揚し、休暇等に修練院に行つて靈操エンルンシヨスを行うことが出来る。③豊後は中央に位置し、日本の布教長スベリオルがそこに長く滞在するので、大部分のイルマンがそこにいるのが、彼らの向上のためにも統轄のためにもよい。

二の見解の理由。①日本の主たる政庁と貴族のすべて、および他のすべての宗派の名声シメが、同地に集中する。②他の土地よりも領主・領国多く、広大で豊かである。其処にコレジオを設置すればキリスト教会の名声博し、成果大きく、難儀が出来しても救済を望める。③同地のキ

リスト教徒たちは他のすべての地より高尚で、下や豊後の領主のようにポルトガル船の利益を求める気持ちが希薄である。イエズス会の発展が期待出来る。

〔第五点〕、さらに全員の見解として、三地区に何らかの学習アルクナマナラテエストラフアイオ機関アロクナマナラテエストラフアイオが必要である。その理由として、①前述の理由に拠り、修練者を除き、パードレとイルマンが共同生活をして、何らかの学習をするカザがすべての地区に存在するのがよい。②その内に現地人オトワラシス〔日本人〕のセミナリオが三地区すべてに出来、彼らは学習をするので、すべての地区に何らかの学習機関が必要になるであろう。③イエズス会士は学識者レトランドスであるとの評判を得ることが、主への奉仕にとつて適切であるが、われわれが学習機関を持つのを示すことは、何にもましてそのため(80)に有効である。

〔第六点〕、言語を学習するセミナリオの設置場所については、三つの見解が出された。一、下の大村市シメ。二、京メアコ都(79)。三、三地区すべてに設置する。三見解についてそれぞれ理由を挙げているが、省略する。

一五八三(二)月一月六日付け、巡察師ヴァリニャーノの裁決の内、右の第八の諮問事項に対する内容は次の

ような趣旨である。

第一点について、イエズス会士が共同生活をするカザが、三地区それぞれに存在する必要があることは、疑問の余地がない。

第二点、言語のセミナリオ・修練院ノレシアド、およびコレジオは日本に必要である。

第三点、戦が絶えず不安定な日本に修練院が一つあるだけということになるので、その最適な場所は、現在の豊後国臼杵城フョウケレサの内に有する土地であろう。

〔第四点〕、コレジオに関しては、今のところ少なくとも二つのコレジオを作るのがよいと思われ、私はその積りである。一つはすでに豊後の府内市に設立されているコレジオで、そこでは私は文法ウマニダドと古典学のみを教授し、それ以外には、日本人イルマンが知っておくのがよい(日本語の)書法レイエスイモドテに関する何らかの事柄、その他の事柄を教える積りである。今一つのコレジオは、出来るだけ速やかに京都市シウワタダケルヌアコに作り、そこでは哲学シエンシアスマヨレスおよびより高度の学問を学習すべきである。

これは次の理由による。①府内は修練院のある臼杵から五〜六レグワに過ぎない。入会した修練者ノレシオスは日本人であれポルトガル人であれ、何も知らず、すべてを学んで

いかねばならない。府内のコレジオで文法ウマニダドと古典学、および日本人が知っておくのがよい諸々の事柄を教授するのがよい。②哲学やその他より高度の学問を学ぶコレジオを、京都に設置することが、極めて重要である。府内ですでに古典ラテン語ラテイニダドを学んだ者たちを、其処に送る。人員を一カ所に集中せず、全地区に配置する必要がある。府内の修学生エストウエイアテスを京都に送り、修練院を終えた者が府内に移る。京都は最も礼儀正しく高尚な土地柄故に、同地のコレジオで学習することにより、会員は言語・慣習・教会統轄方法の面で名声・信望を博し、一層向上するであろう。

〔第五点〕、作られるすべてのセミナリオにおいても、文法ウマニダドを何がしか学習する必要がある。現在安土市ウマニダドと有馬城フョウケレサの内にと一つずつあり、両方とも子供たちのセミナリオである。これらのセミナリオで、大人と子供が混ざって学ぶのは適切ではないので、その余裕が出来たら、府内のコレジオの中に別のセミナリオを作るつもりである。安土や有馬のセミナリオで大人になった者を其処に送って古典学や、知っておくのがよいその他日本の諸々の事柄を学ばせるためである。

〔第六点〕、会員が言語を学ぶ場所については、第三の

見解、すなわち三地区すべてでそれを学ぶべきとの見解に従わざるを得ないが、インディアまたはヨーロッパから渡来したばかりの者たちが最初の二、三年を過ごすためには、大村市がよい。⁽⁸²⁾

一五八〇年一〇月〜八一年一二月に国内三地区を巡って開催された日本イエズス会協議会の、協議に基づく答申を踏まえて巡察師ヴァリニャーノが下した決定は、コレジオ問題に限定すると、これはすでに出来ているが府内のコレジオにおいては、文法と古典学（つまりラテン語）、および日本語の書法その他を教える。そして今一つのコレジオを出来るだけ早く京都に作り、其処では哲学とさらに高度の学問——神学を意味するのであろう——を教える体制にしたい、というものであった。

一五八一年一〇月一二日付け日本発、ガスバル・コエリヨのイエズス会総長宛書簡には、次のように記述されている。

「巡察師パードレは日本を、すでに作られたクリスタン教会を守り、さらに改宗を進展させることが出来る態勢にしたいと考え、京都とこの下に一つずつ二つ

のセミナーオ、そして豊後国に修練院一つとコレジオ一つを設けるよう命じた。⁽⁸³⁾」

六

イエズス会はその会憲により、コレジオは定収入を基金として持ち、それによってコレジオを維持し、そこに居住する会員たちを養うことになっていた。⁽⁸⁴⁾ コレジオを設立するには、その基金を用意しなければならなかったわけである。

府内コレジオについて、その定収入・基金・経済基盤といった問題について、以下少し記す。

一五七五年一二月一九〜二八日、インディアのシヨラン島開催第一回インディア管区会議、諮問第四四(85)に、総長に対する意見書（一五七五年一二月二八日付けシヨラン）に、次のように記されている。

「日本にいるわれわれ仲間たちのためにバサイン(86)において買い入れた定収入は、将来日本に作られる何らかのコレジオのために保持し、そしてもしも可能なら、増やさなければならぬ。⁽⁸⁷⁾」

日本イエズス会はインディアに送金して買い付けたり、寄進を受けたりして、同地に定収入（土地を得て其処か

ら農産物や年貢を得る)を取得した。一五七五年といえ
ば日本イエズス会がインディアで土地を取得し始めた初
期であるが、そのインディアの土地収入を、将来日本に
創建するコレジオの基金にする予定を立てていたことが
分かる。⁽⁸⁸⁾

次に示す一五八〇年一月二七日付け白杵修練院発、
ヴァリニャーノのイエズス会総長宛の書簡によると、彼
はバサインの定収入の一部七〇〇シエラフィン^{カサデア、プロバティオン}を、府内
コレジオの基金とする旨決めていたことが判明する。な
おこの書簡が認められた時は、前述の通り、府内コレジ
オ開始の前後であった。

「私は、われわれがバサインに所有する定収入^{レンダ}の一二
〇〇シエラフィン——一「シエラフィン」がハレアル
に相当する——の内、五〇〇を修練院^{カサデア、プロバティオン}に、残りの七
〇〇をコレジオに充てることに決した。」⁽⁸⁹⁾

府内コレジオの基金としてインディアに定収入を買い
付けたことは、次の一五八一年九月四日付け白杵発、カ
ブラルのイエズス会総長補佐ベドロ・ダ・フォンセカ宛
書簡によっても確認出来る。

「日本にコレジオが作られる予定であるが、そのため
の財^{カペダル}が乏しく、毎年ナウ船による大きな危険に晒されて

いるのを見て)、儲けの中から毎年一定額をインディア
に送り、当時管区長であった故バードレ・アントニオ・
デ・クワドロス(一五五九〜七二年インディア管区長在
任、一五七二年死亡)⁽⁹¹⁾に、われわれのために何らかの定
収入^{レンダ}を買い付けてもらった。「中略」私がゴアに送った
かねで、いくつかの村に一〇〇〇クルザド^{アルテマス}の定収入^{レンダ}を
買い入れた。」⁽⁹²⁾

一五八〇年一月三日付け府内発、ヴァリニャーノ
のイエズス会総長宛書簡に、次のように見える。

「他の〔書簡〕で私は陛下に長文を書き送るので、こ
の〔書簡〕では次のことを述べるに留めようと思う。私
はリスボンを発する時、日本におけるコレジオの基
金^{シオン}のために、毎年マラッカにおいて一〇〇〇ドウカドを
与えるよう命じた国王陛下^{ス、アルテサ、デスパチヨ}の文書を所持した。今われら
の主^{セニョル}は、前述のコレジオをこの豊後国の府内市におい
て開設させ給うた。そこは日本で最も大きく、そして最
も主要な〔市の〕一つである。それ〔コレジオ〕のもの
となれば、この定収入^{レンダ}はそれにとつて適切と思われる。
それ〔同定収入〕は今までのところ支払われていないが、
そうだからと言ってわれわれはこの権利を失っていない
し、また神の恩寵により、過去の年月われわれに滞つて

いる分が失われるものでもない。国王陛下は諸教会に対して、たとひ遅延しても支払う義務があるのであるから、何時の日にか最終的にはその全額が支払われるであろう。

今やマラツカは、アチエー王のために被つてきた抑圧から完全に脱している。というのはわれらの主は今年、王たちや主立つた者たちが互いに殺し合うことにより、あの王国を滅ぼし給うたからである。すでに今年マラツカから私の許に、次のように書き送つてきた。前述の定収入は一年以内には一部徴収が始まるであらう、と。

それ故、日本に作られることになつていたコレジオのために、国王陛下がそれ「定収入」を与えたのであるから、陛下は、国王陛下がその運営基金として与えた前述の定収入を充当することによつて、府内のこの聖パウロのコレジオを承認するのがよいと思われる。

〔続く九行は、白杵の修練院の維持費として、インディアのバサインの地に購入した土地からの所得を充当する件を記すが、省略する。なお、インディアの定収入は府内コレジオの基金にするために取得したはずであるが、白杵修練院の基金に変更したようである〕

年報を記述して以後、今われわれはこの豊後において、大きなキリスト教会を作りつつある。今年が終わる前に、

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて（上）

当地で大変偉大なことが行われるに違いないと、われわれはわれらの主を信頼している。というのは、彼らは包圍している親貫の要塞を最近奪つた。これによつて豊後は非常に平穩になり、王フランシスコ（大友宗麟）は、すべての人々の間で大変な名声と尊敬を集めている。彼は今、この府内のコレジオの中に、非常に大きくて高貴な教会が作られることを望んでいる。〕

右のヴァリニャーノの書簡により、次のことが分かる。一、ポルトガル国王は、日本に作られるべきコレジオの基金として、マラツカで給与される年に一〇〇〇ドゥカドの定収入を与え、ヴァリニャーノはその旨を記した文書を所持してリスボンを發ち（一五七四年）、インディアに向かった。

二、府内にコレジオがすでに開設されていた。これは聖パウロのコレジオと称した。すでに開設はされていたが、それはこの書簡の日付を遡ること余り遠くない頃であつたとみてよいであらう。先に一五八〇年一月二〇日付け豊後発メシアの書簡（註69）が記されたのは、同コレジオ開設直前であらうと記述したが、本書簡の記載も考え合わせ、開設は一五八〇年一月頃と判断してよいであらう。

三、一に記したマラッカでの定収入は、未だ支払われておらず滞っている。

四、アチエーの衰亡により、近くこの定収入の支給が始まるであろう。(後に引用する一五八二年度年報に拠り、一五八一年にはその受領が始まったことが分かる。)

五、イエズス会総長は、府内のコレジオがこの一〇〇〇ドゥカドの定収入をその基金として発足するのを、承認されたい。

六、宗麟は、この府内のコレジオの中に大きな教会を作りたいと望んでいる。

右の一の、ポルトガル国王給与の定収入であるが、これは国王セバステイアンが一五七四年二月二六日付けで、日本におけるコレジオ(どのコレジオと特定していない)の基金として、マラッカ税関で支払われる年一〇〇〇クルザドを与えたことを指す。⁽⁹⁶⁾通貨の名称が異なるが、ドゥカドとクルザドは、厳密に区別することなく、同じ価値として使用されるのが一般であった。

一五八五年一月一八日付けイエズス会総長アクワヴィヴァが、インディア管区長ヴァリニャーノに送った指令に、次のように見える。

「私がこの度受け取った(一五)八〇年一月一三日付けの書簡(註95)の中で尊師は、国王ドン・セバステイアンが日本に作られるコレジオのためにマラッカで支給することにした一〇〇〇ドゥカドをそれに充当することによって、府内に開設されたコレジオを承認してほしい、と要請している。この点についてはすでに昨年、この点の充当と、バサインのいくつかの村から入る五〇〇タエルを白杵^{カサテラゴバシオン}の修練院^{アルデアス}に充てる件についての許可書を送ることによって、回答した。

しかし、^{ス・サンティエゴ}ドゥカドが与えた援助が、一部をこれら両所に役立てるようにとの意味を持っていたので、^{ス・サンティエゴ}ドゥカドから四〇〇〇クルザドの中から、尊師が適当と判断する額をこれら両所に充て、そしてマラッカの一〇〇〇(「ドゥカド」とバサインの五〇〇(「タエル」、および四〇〇「クルザド」)の残額を、尊師の裁量に拠って分配するのがよいとわれわれは考えた。⁽⁹⁷⁾」

この史料から次のことが分かる。

一、一五八〇年一月一三日付け書簡でヴァリニャーノが承認を求めて来たのに応じて、一五八四年に総長は、マラッカで国王ドン・セバステイアンが日本イエズス会に支給した一〇〇〇ドゥカドの年金を府内コレジオ

に充てることと、バサインの土地収入五〇〇タエルを
白杵の修練院に充てることを許可する旨の回答を与え
た。

二、しかし教皇グレゴリウス一三世が一五八三年に、日
本イエズス会士のために四〇〇〇ドゥカドの年金を二
〇年間にわたって支給することに決めたので、府内コ
レジオと白杵修練院の維持費はこの四〇〇〇ドゥカド
の中から割くこととして、マラッカで国王から支給さ
れる一〇〇〇ドゥカドとバサインの土地収入五〇〇タ
エル、および教皇支給の四〇〇〇ドゥカドの内の残り
の金額の使用は、ヴァリニャーノの裁量に任せる旨を、
本指令で総長はヴァリニャーノに通告した。

右の総長のヴァリニャーノ宛指令に対し、一五八七年
一月二七日付けゴア発、ヴァリニャーノのイエズス会
総長補佐マヌエル・ロドリゲス宛書簡には、次のように
記されている。

「日本の諸コレジオと諸カザに関して言えば、これま
でのところ故国王ドン・セバステイアンが、マラッカ
税^{アルファンデ}関^{フンサン}で永久に与えてくれた一〇〇〇クルザド以外に
基金はない。私は、これを豊後の都市、府内の聖パウ

ロ・コレジオに充てた。この充当を総長^{ソノバードレ}バードレは承認
した。

白杵の修練院^{ノヴァインアド}には、同総長バードレは、日本に行く前
に私が北部地方^{ルテアス}（バサイン）⁽⁹⁸⁾で買い付けたいくつかの
村^{アルテアス}を充てた。これは五〇〇クルザドの定収入にな
った。⁽¹⁰⁾

この文面に拠る限り、少なくともこの書簡を認めた時
はヴァリニャーノは、前引一五八五年一月一八日付け総
長の指令は未だ受け取っておらず、その中で言及されて
いる一五八四年の総長の文書のみを見ていたことになる。
とにかくヴァリニャーノこの時は、ポルトガル国王給付
の一〇〇〇クルザドを府内コレジオの経費に充当し、バ
サインの土地収入を白杵修練院の経費に充てる方針を変
えていなかった。

府内コレジオに関する日本イエズス会への寄進者とし
て、ポルトガル国王セバステイアンは明確であるが、豊
後の大友宗麟についてもいささか紛らわしい記載が見え
る史料があるので、一応検討しておく必要がある。日本
イエズス会に対して高額の寄進をした者を顕彰する文書
である、一六七七年一月一七日付けマカオ、日本管区
およびシナ準管区の巡察師セバステイアン・デ・アルメ

イダ作成「日本管区の諸コレジオと諸レジデンシアの設立者、および同管区の慈善家の名簿」と題する記録に次のように見える。

「ポルトガル国王陛下ドン・セバステイアンは、日本に府内コレジオを設立し、毎年ポルトガルの一〇〇〇クルザドをマラッカ税関に割り当てて、贈与金としてこれに与えた。この定収入と基金は、マラッカ市とともに失われた。」

〔中略〕

〔日本人キリスト教徒領主の中にも、令名高い慈善家がいるが〕中でも筆頭に位置するのが豊後の王フランシスコ〔大友宗麟〕であろう。彼は未だキリスト教徒になる以前にすでに、キリスト教会やパードレたちにとっての偉大な慈善家であった。すでに彼自らが所有する物から彼らに贈与した。というのは、未だ異教徒であった時に、筑前国の博多市において、毎年おおよそ四〇〇タエルの所得になる資産を彼らに与えた。イエズス会は、この「筑前」国が前述の王〔大友宗麟〕に叛くまでの一〇年間、これを我がものとした。

豊後国の臼杵市において、彼〔同王〕は未だ異教徒であった時に、岬の地と何枚かの稲田をパードレたちに

贈与した。その土地は未だ大きな所得を生まなかったが、それでも其処にコレジオが作られ、民衆や漁師たちの手厚い奉仕に浴し、コレジオの者たちや修練院の者たちの保養に役立つた。

その岬の地は有名になった。イエズス会は関白殿が豊後国を他の領主たちに与えるまでのおおよそ一〇年間、この地を我がものにした。」

右の史料に記されている、宗麟が博多で贈与した「資産」と同じ事柄を指すのかどうか不詳であるが、一五七〇年一〇月一五日付け平戸発、ルイス・デ・アルメイダがイエズス会の仲間たちに送った書簡にも、博多における宗麟の土地贈与のことが見える。ただしこちらはコレジオ絡みの記載はない。次の通りである。

「豊後の王は、博多市の中央の海側に、定収入をわれわれに贈与した。それは広大な田畑である。その周囲には八〇人の住民がおり、彼らは毎年八〇タエルを支払い、それによってこの田畑の中央にある教会が維持されている。」

右の二点の史料によって、次のことが分かる。

一、セバステイアン国王は府内コレジオの基金として、マラッカ税関収入から一〇〇〇クルザドを与えた。ポ

ルトガル人が一六四一年オランダのためにマラッカを失うまで、これは続いた。

(府内コレジオは、後述の通り一五八六年一二月に閉鎖されたので、その後はこのかねは他に振り向けられたことになる)。

二、大友宗麟はキリスト教改宗 (宗麟の受洗は一五七八年〔天正六年〕八月二八日¹¹⁾) 以前に、博多において四〇〇タエルの定収入を与えた。イエズス会は一〇年間これを有した。

一五七〇年一〇月一日付けアルメイダの書簡の記述が、同じ事柄を指しているのであるなら、この博多の定収入を府内コレジオの基金を見なすことは出来ない。

三、宗麟は白杵において、岬の地と稲田を与えた。イエズス会は岬の地を一〇年間保有したという。本史料にはその地にコレジオを作ったと記されているが、これは修練院とコレジオとの間で錯誤があると言わざるを得ない。

本史料に拠り、府内コレジオに対する寄進者に大友宗麟を加えることは、無理であろう。

なお同コレジオの収入に関する史料としては、『日本

史』a (註128) も加えなければならない。

府内コレジオの基金に関する史料をいろいろ挙げたが、同コレジオの経費としてどれ程の金額が費やされたか、あるいは計上されていたかについて、次の三点の史料を示す。

一五八二年二月、ヴァリニャーノが作成した「日本の諸カザと、〔それぞれの〕毎年の必要経費の目録」と題する史料に、「新しい王〔大友義統〕が彼の政庁^{コルテ}とともに駐在している府内市には、われわれ仲間のコレジオがあるが、それは毎年一〇〇〇ドゥカド必要とする。」と記されている。

一五八三年一〇月五日付けマカオ発、カブラルのイエズス会総長宛書簡に、「豊後には府内のコレジオがあり、これに毎年四五〇タエルが与えられる。」と見える。

一五八三年一月二九日付け日本発、ガスパル・コエリヨのイエズス会総長宛書簡に、「これらのコレジオやセミナリオは、毎年通常七〇〇乃至八〇〇クルザドを要するそこでの経費を賄うだけの定収入¹²⁾を持たない。」と記述されている。府内コレジオのみの経費を記しているものではないが、一応示しておく。

七

一五八一年九月一日付け白杵発、カブラルのイエズス会総長宛書簡には、次のように記されている。

「コレジオはこの〔豊後〕⁽¹⁵⁾ 国の首都である府内市にあり、そこには今から二カ月前に、嫡子〔義統〕⁽¹⁶⁾ が居住を始めた。彼はすでに、〔豊後〕 国全土の統治を掌握している。このコレジオには、イエズス会士が一〇人いる。

すなわち院長としてパードレ・ベルシオル・デ・フィゲレド、ラテン語の教師としてパードレ・アントニノ、その他はイルマンたちで、一人は実務助修士、他は修学生たちである。ラテン語の授業の他に、毎日日本語〔の授業〕がある。そのため、その〔日本の〕言語と文章の面で令名高い人物である日本人イルマン・パウロが、これら〔のイルマンたち〕の中にいる。彼は書籍の翻訳の面でこのキリスト教会全体を大いに助けてきた。」

すなわち右の史料によって、次の事実が分かる。

一、府内に開設され、すでに活動が始まっていたコレジオには、一五八一年九月一日現在イエズス会士一〇人が居住、その内パードレが二人、厨房等を担当する

実務助修士一人、修学生は七人であった。

二、二人のパードレとは、院長ベルシオル・デ・フィゲレドとラテン語教師アントニノであった。後者はアントニノ・プレネステイノのことである。イタリア人で一五六六年九月イエズス会入会、一五七二年司祭叙階、一五七四年インドに向けて発ち、一五七八年来日、哲学と古典学を教授した。一五八九年三月古典学を教授するためにマカオに派遣された。同年四月マカオ・カザで死亡した。

三、修学生七人の内、日本人二人・ポルトガル人五人であったようである。日本人二人の内一人は、養方軒(または養方)パウロであった。

四、授業は、イタリア人パードレ・アントニノを教師とするラテン語の授業、および恐らく養方軒パウロを教師とする日本語の授業が行われたことは確かである。

一五八二年二月一日付け長崎発、コエリヨ記述の一五八一年度イエズス会日本年報には、府内のコレジオについて次のように記されている。

「すでに書き送った通り、昨年この〔府内〕市に一つのコレジオが開設された。現在までそこにイエズス会士

一三人が駐在した。司祭が三人で、その他はイルマンである。学習においても禁欲においても、皆大変熱心に励んだ。

年間を通して二つの授業が行われた。一つは古典学、今一つは日本語である。両方とも顕著な上達を見せた。というのは日本語に関しては、すでに皆が流暢に話し、しばしば食堂において、練習のために説教を行っているからである。ラテン語に関して、彼らは上達している。今年彼らに対し、修辞学の講義がなされる予定である。

このコレジオと修練院の近辺では、修学生たちは聖なる競争に駆られて、禁欲と謙遜の振舞に専念し、巡察師パードレ〔ヴァリニャーノ〕は京都から戻ってきて、彼らの熱意を抑制する必要があると思つたほどである。それは彼らが学習に一層多くの時間を費やすことが出来るため、そして日本において、われらの主に一層奉仕することが出来る能力を持つためであった。

本年日本語の文法書が完成し、さらに辞書および日本語による何点かの易しい論著が作られた。また教理書も日本語に翻訳されたが、それは日本人イルマンたちが、われわれの聖信仰に関する諸々の事柄についてより良い教授を受け、また彼らがそれ〔同教理書〕を使用して、

キリスト教徒たちに教理教育をすることが出来るようにするためであった。

カザの建設により、幾つかのカザが加わり、それによりコレジオは、以前は宿泊者がいなかったが、現在は中にいる同宿や従僕たちを含め三〇人程〔の居住者〕に上つて、大変快適になつた。この地にわれわれが有する教会は小さいが、それは主として、当〔府内〕市は極めて格調高いが、少し前までは、そこに加味すべき外観の華美がなかつたからである。しかしわれわれは、このように創始された〔コレジオ〕について、われらの主がそれに相應しい発展をさせて下さることを願う。

このコレジオは、われらの主が御許に召し給うたポルトガル国王ドン・セバステイアンの恵みによつて建てられたもので、彼〔同国王〕はそれ〔コレジオ〕に、マラッカの税関で支払われる毎年一〇〇〇クルザドの定収入を恵与した。マラッカで生じたいろいろな戦いや窮乏のために、今までこの定収入はほとんど受け取らなかつたが、今年受領が始まつた。その全額が支払われるようになるであろう。この定収入により、このコレジオはパードレ二〇人を養うことが出来る。〕

右の史料によつて、次のことが分かる。

一、一五八二年二月一五日現在、府内コレジオにはイエズス会士一三人が居住していた。パードレ三人、イルマン一〇人であった。前年九月一五日当時と比べ、パードレが一人増えたが、それは恐らくパードレ・アルヴァロ・ディアズのことであろう。

二、年間を通して授業が二つ行われていた。古典学と日本語である。古典学についてであるが、マカオ・コレジオの例を記すと、ラテン語の教科は、ラテン語・文法・古典学・ラテン語二級・ラテン語一級とさまざまな名称で呼ばれる。ラテン語とのみ称するのは、授業内容が特段大きく分かれていない場合であり、授業内容の進捗によって複数の授業に分ける場合は、文法(ラテン語二級と同)・古典学(ラテン語一級と同)に分けた。本年報で、古典学の授業が行われていた旨記す(15)という事は、一五八〇年一〇月頃には開設され、恐らく文法から始まった府内コレジオのラテン語の授業が、一五八二年二月一五日現在は古典学、つまりラテン語で書かれた古典の購読に進んでいたことを意味するのである。本年つまり一五八二年には、修辞学(レトリカ)の講義が始まる予定であった。ここでいう修辞学であるが、後に引用する一五八四年二月二〇日付け豊後

発ブレネステイノの書簡に、ウマニク古典学または修辞学レトリカの学習の後に、哲学と神学の概論を講コクセン講じるように、とのヴァリニャーノの指示が記されているので、修辞学はラテン語、それも文法を終えた後のラテンの古典を学ぶ一環ではないか。

日本語については、これまで同様養方軒パウロによる授業が行われていたのである。

三、府内コレジオの活動絡みで、何点かの論者の編纂・邦訳がなされたという。すなわち、日本語文法書・辞書・平易な論著何点か・教理書の邦訳、以上である。この内辞書ボカブラリョについては、何語の辞書か記されていないが、文脈から日本語の辞書と解すべきであろう。

キリシタン教会が作成した典籍については、伝存している書籍および印刷されたが現存しないもの等、その関係の研究には長い歴史がある。ただここで問題になっているのは、西欧より印刷術が伝来する以前のことである。この内、印刷術伝来以前に作られた教理書については、キリシタン版研究の一環として論述されてすでに久しい(16)。この問題については、フロイス『日本史』に類似の記述が見えるので、それと合わせて左に検討する。

四、コレジオに居住する者たちは三〇人程であった。イエズス会士は一三人であったので、他の一七人程は同宿と従僕であったことになる。

五、当コレジオは、ポルトガル国王セバステイアンによる、マラッカ税関支給の年一〇〇〇クルザドの定収入の恵与を財源とする。この定収入は今年（一五八一年のことか）受領が始まった。

右の三に記した通り、この一五八一年度年報の記載は、フロイス『日本史』と類似している。その記事（仮に『日本史』aとする）を次に記す。

「この臼杵の城から七レグワのところに府内市がある。そこは、人口約八〇〇〇人の、豊後全土におけるもっとも主要な都市がある。そこに（豊後王の）嫡子がその政庁を置いて居住していた。

巡察師パードレが、われわれ仲間のためにそれが要なので、この市にコレジオを開設した。イエズス会の会員たちが、^{ノヴァシエド・エン・ロワッサン}練の期間を終えた後に、そこで学ぶことが出来るようにするためである。コレジオは、イエズス会士一三人とともに始まった。すなわち司祭三人、イルマン一〇人であった。彼らに対し二つの授業が講ぜ

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて（上）

られていた。一つは古典学、今一つはヨーロッパ出身のイルマンたちのための日本語（の授業）であった。その最初の年には、イルマンたちはこの練習をこなすために大変な努力がなされたので、彼らはそれに目覚ましい上達を見た。というのはその（年の）終りに、彼らは早くもキリシタンたちに説教を始めたからである。

そのために、作られてきた文法書を完成させただけでなく、（語彙）豊富な辞書、および日本語による何点かの平易で日常的な対話（の書）の作成が命ぜられ、そして作られた。それらによって、イルマンたちは大いに助けられた。さらに巡察師パードレは、諸宗派のことに精通した何人かの日本人の協力を得て、よく整い、かつ詳細な教理書を作成した。それ（同教理書）によって新改宗者たちに対して説教することが出来るようにするためであり、またイルマンたちが異教徒に教理教育をする際に、われわれの信仰に関する諸々の事柄について一層深い知識を身につけ、一段と啓発されているようにするた

でもあった。

このコレジオは、ポルトガル国王陛下ドン・セバステイアンの恵みによって設立されたもので、彼は毎年一〇〇〇クルザドの定収入を永久にそれに与え、彼（国王）

の馬拉ッカの税関でその支払いをするようにと命じた。その翌年から〔コレジオの〕人員の数が増え、同コレジオはそれに付属する幾つかのレジデンシアを維持せねばならなかったので、後に〔ポルトガル〕王国において、彼の甥である故ドン・セバステイアン陛下を継承したドン・エンリケ枢機卿陛下は、向う五年間、さらに一〇〇〇クルザドの定収入を追加支給した。彼〔国王エンリケ〕の死により国王フエリベ陛下が、さらに五年間同額の一〇〇〇クルザドを給与した。

パードレ・ベルシオル・デ・フィゲイレドが、このコレジオの院長を務めた。イエズス会員としても、また日本滞在の点でも極めて古参である。⁽¹²⁸⁾」
右の『日本史』aの記述内容を整理すると、次の通りである。

- 一、府内コレジオは、イエズス会士一三人で始まった。
- 二、司祭三人、イルマン一〇人であった。
- 三、授業は二つで、古典学と日本語であった。日本語の授業は、ヨーロッパ人イルマンたちのためのものであった。開設初年の末には、日本語による説教が出来る程上達を見せた。

三、コレジオの授業の絡みで、文法書・辞書・日本語に

よる日常的な何点かの対話の書が作られた。さらに巡察師が、諸宗派に精通した日本人の協力を得て教理書を作成した。

四、当コレジオは、セバステイアン国王が給与した、馬拉ッカ税関で永久に支払われる年一〇〇〇クルザドの定収入によって設立された。

五、開設の翌年から人数が増え、幾つかの付属レジデンシアが作られた。エンリケ国王（一五七八年〜八〇年在位）が、年一〇〇〇クルザドの定収入を五年間追加支給した。続くフィリペ一世（一五八一年〜九八年在位）が、この一〇〇〇クルザドの給与をさらに五年間延長した。

六、コレジオの院長はパードレ・ベルシオル・デ・フィゲイレドであった。

この『日本史』aの記事と、先の一五八一年年報の記述とは類似している。年報は一五八二年二月一五日付け長崎で記されたものであるのに対し、『日本史』の編纂はそれより何年も後である。このことは、年報および『日本史』aに記されている、いろいろな書籍が何であるかを考える上で、重要な意味を持つ。まず、両史料の記

述内容を対比検討する。

一の内容は、両史料とも同じである。コレジオに居住するパードレ・イルマンの人数は年報の記述が基になっているとみてよいであろう。

二も、基本的に両史料とも同じである。開設は一五八〇年一〇月頃であったから、その年の末には早くも、ヨーロッパ人イルマンは日本語による説教が出来る程、それに上達していたという。

三の、書籍編纂に関する記述であるが、まず両史料の記載を整理する。

	I	II	III
一五八一年 年報	「日本語の 文法書」	「辞書」	「平易な論著」(日本語)・邦訳「教理書」
a 「日本史」	「文法書」	「辞書」	「平易な対話の書」(日本語)・「教理書」(日本宗教論破)

I、IIについては、両史料の記事の対比は、次に記す『日本史』b・『日本史』cの記事が関わるので、ここでは触れない。IIIは、両史料同じ書籍を指しているものと思う。もしも否とするならば、年報に見える「平易な論

著」や邦訳「教理書」が、何故に『日本史』aで言及していないのか、という単純な疑問が生じる。

I、II、IIIの書籍について、更に記す。『日本史』には、ここで記載されているのと同じ書籍のことを言っていると思われる記事が、他に二カ所ある(仮に『日本史』b・『日本史』cとする)。その記述を次に引用する。

『日本史』b

「かの島〔度島〕で、パードレ〔ルイス・フロイス〕

セツセス

は、熱病が治まっている時には、イルマン・ジョアン・

フェルナンデスとともに、日本で作られた最初の文法書

を企画し始め、動詞の変化と構文法を整えた。また

ヴォカブラリオ

辞書の一部を〔編纂し〕始めた。しかし、彼〔パード

レ・フロイス〕は当地では未だ新参で、〔日本〕語の知識は極めて乏しかったので、これはその後、約二〇年後

に文法書や辞書が出来上がって世に送り出すための、

事前の準備以上のものではなかった。」⁽²⁹⁾

フロイスは一五六三年七月六日來日(横瀬浦)、同年

一二月度島(平戸の近く)に移り、一五六四年八月二四

日平戸に行くまでの間、そこでイルマン・フェルナンデ

スから日本の言語・風習・宗教を学んだ。⁽³⁰⁾フロイスが度

島で、フェルナンデスと一緒に日本語の文法書や辞書編

纂の準備のような作業をしていたのは、従って一五六四年頃のことであつたと言つてよい。フロイスは右の記事中で、それらの作業は約二〇年後に書籍として完成し、世に送り出された——つまり出版されたと記述されている。

『日本史』c

「彼〔養方パウロ〕は、一八年間パードレたちに随伴した。彼はすでに八〇歳近くにもなつていたが、巡察師パードレ・アレサンドレ・ヴァリニャーノはその後豊後で、彼を〔イエズス会〕に迎え入れた。彼は養方パウロと称した。その徳操と大いなる謙遜により、すべての人々に身を以て大なる教化を行いと模範を示しただけでなく、日本語の文法書や、非常に〔語彙〕豊富な辞書を作る上で彼の助けは大きかつた。その間異教徒に説教する教理書を、彼の助力を得て推敲することが出来たが、それは彼が日本の諸宗派や故事について、われわれに理解させてくれたからである。彼はそのような事柄については、確かな知識を持つていたからである。さらに彼の助力を得て、数多くの聖人伝や、その他われわれの著者の作品が翻訳された。」

文中に見える養方軒パウロは、一五〇九年〜一四年の

間の出生と推定されている⁽¹³²⁾。とすると、その彼が八〇歳近くであつたというのであるから、右の『日本史』bの記事は、一五八九年〜九四年頃に記述されたことになる。その右の記事に、文法書・辞書・教理書(日本宗教論破)の編纂、聖人伝その他の邦訳と列記されているのは、少なくとも最初の三点の書籍までは、基本的に一五八一年年報および『日本史』aの記述と同じと言つてよい。ここで『日本史』b・『日本史』cの書籍関係の記事を整理する。

	I	II	III
『日本史』b (一五六四年頃)	「文法書」 (日本語) 準備	「辞書」 準備	記述なし
『日本史』c (一五八九〜九四年頃)	「文法書」 (日本語)	「辞書」	「教理書」(日本宗教論破) 邦訳「聖人伝」等

『日本史』a・『日本史』b・『日本史』cの記述については、翻刻本にはヴィッキ神父によって、また邦訳書には松田毅一氏によって註が付されている。それぞれ次の通りである。

ヴィッキ 神父註	Manuel Alvarez S. J. De Institutione Grammatica. Amakusa, 1594.	Iの「文法書」
松田氏註	João Rodriguez (Tcuzu), S. J. Arte da Lingoa de Iapam, Nagasaki, 1604-1608. 但し土井忠生説に拠り留保 ⁽¹³⁾ も。	
ヴィッキ 神父註	Dictionarium Latino-Iustanicum ac Iaponicum. Amakusa, 1595.	IIの「辞書」
松田氏註	Vocabulario da Lingoa de Iapam, Nagasaki, 1603-1604. 但し土井忠生説に拠り留保 ⁽¹³⁾ も。	
ヴィッキ 神父註	「易な対話の書」	「教理書」
松田氏註	「同」	「聖人伝」「作品邦訳」
ヴィッキ 神父註	「一五八一 年報の 「論著」 と同」	Alexandro Valignano, Catechismvs Christianae Fidei, Olyssipone, 1586.
松田氏註	「刊行された形跡なし」	Alexandro Valignano, Catechismvs Christianae Fidei, Olyssipone, 1586. 「サントスの御作業の内抜書」 一五九一年

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて(上)

「日本のカタキズモ」(エヴォラ屏風文書) ⁽¹³⁾	「コンテンツス・ムンヂ」一五九六年、「ヒイデスの導師」一五九二年等 ⁽¹³⁾
--------------------------------------	---

今ここで記述していることはすべて、一五八一年年報に記されている、府内コレジオ絡みの書籍はそれぞれ何かを明らかにするのが目的である。それを解明するためには、フロイス『日本史』の関連記事をも合わせ検討の対象としなければならず、また同時に『日本史』の翻刻本および邦訳書に付されている註記も、参照した。

『日本史』の著者フロイスは、一五九七年七月八日長崎で死亡⁽¹⁴⁾、『日本史』は一五九四年初め頃の記事で終わる。フロイスが度島にいた一五六四年頃から数えて約二〇年後に出来上ったというのであるから、その「文法書」と「辞書」についての松田氏註記の両本は、出版年の点から疑問である。

さらに、「文法書」は日本語の文法書である旨、年報にも『日本史』にも明記されている。従って、アルヴァレスのラテン語文法書を挙げるヴィッキ神父の註記も、矢張り疑問である。出版年の点でも疑問である。

一五八一年年報に記されている「文法書」は、どの書籍のことか不明である。

「辞書」については、ヴィッキ神父註記の一五九五年天草版羅葡日対訳辞書が関係がありそうであるが、一五八二年二月一五日付け年報に「辞書が」作られた」と記されているのであるから、一五九五年天草版の辞典そのものを指すと言うことが出来るであろうか。

一五八一年度年報と『日本史』に見える文法書と辞書について、少し付言する。イエズス会士による日本語の文法書と辞書の編纂の始まりについて記すと、一五六四年一〇月一四日付け豊後コレジオ発アルメイダの書簡には、「彼〔イルマン・ドウアルテ・ダ・シルヴァ〕は日本語の文法書を考案し、非常に語彙豊富な〔日本語〕の辞書を作った。」と見える。さらに同じ頃であるが、一五六四年一〇月三日付け平戸発フロイスの書簡には、「日本にはこれまで、ラテン語の規則に従った文法書がなく、そのため〔日本〕語学習に不利であったので、イルマン・ジョアン・フェルナンデスは、^{コシユカソフニス}用・過^{ブレアトリス}去・統^{シレタシス}辞論・その他の必要な規則を記したそれ〔文法書〕、およびポルトガル語で始まるものと日本語で始まるものの、二つのアルファベット順の

^{ヴォカブラリオス}辞書を作る決心をした。彼はこれを編纂するのに、六〇七カ月費やした。」と記述されている。シルヴァやフェルナンデスが作った日本語の文法書や辞書は伝存していないが、その後の文典・辞書編纂の基礎をなす仕事であったと言えよう。

ヴァリニャーノ著弁駁書に拠ると、一五九三年フィリピンから平戸に渡来したペドロ・パウティスタ等フランシスコ会士が、上京して其処で教会活動をすることを決意した際に、同地にいたイエズス会バードレたちが彼らに、「日本語の文法書と辞書」およびその他の日本語で印刷された書物を与えたという。パウティスタ等三人のフランシスコ会士が京都に着いたのは、一五九四年九月末であった。^(註)京都にいたイエズス会士が彼らに与えた「日本語の文法書と辞書」の内、辞書は一五九五年天草版羅葡日対訳辞書か、その印刷前の草稿か、あるいはそのれの作成途中のいずれかであった可能性もあるが、文法書については、これをアルヴァレス編ラテン語文典とするわけにはいかず、ロドリゲス編『日本大文典』(一六〇四年)に先行する何らかの日本語文法書のことと解すべきであろう。

さらに、『日葡辞書』(一六〇三・一六〇四年)の序言

に、「すでに何年も前から手稿の辞書や文法書が存在し、それらが新たにそれ（日本語）を学習する者の助けになっていた。」と記されている。存在したという手稿の辞書や同文法書は、共に複数形で記してある。その辞書には、一五九五年天草版羅葡日対訳辞書が含まれるであろうが、文法書については、右に記した通り、『日本大文典』に先行する何らかの日本語文法書のことか。

土井忠生氏は、イエズス会士による日本語の文法書・辞書編纂の歴史を踏まえて、アルヴァレス編ラテン語文典（天草、一五九四年）は、先行する日本語文典に負う所大であったと推定している。

一五八一年度年報および『日本史』に見える日本語の文法書・辞書は、右に記したイエズス会士による両書編纂の実績の上に作られたものであるか、あるいはそのいづれかと同じ物であろう。

「教理書」については、『日本史』翻刻本および邦訳書両方の註記が一致する一五八六年リスボン刊ヴァリニャーノの Catechismus か、あるいはその準備段階の内容のものとしてよいであろう。

巡察師ヴァリニャーノは第一回日本巡察後に記した

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて（上）

『日本諸事要録』（一五八三年一〇月二八日、コチン）の中で、次のように記述している。

「この白杵城から四レグワのところに、府内という豊後の主要都市がある。住民は八〇〇〇人である。そこに新しい王が居住し、政庁を置いて統治している。当地には三〇〇〜四〇〇人のキリスト教徒しかいないが、われわれはわれわれ仲間のコレジオを創建した、否それ（コレジオ）の端緒を開いたと言うべきであろう。というのは、われわれが其処に持つ土地は気に入らないので移転することを強く希望しているし、また其処には部屋一つと小部屋五つが作られているに過ぎないからである。これら（の部屋）と古くからのカザにある他（の幾つかの部屋）に、われわれ仲間一三人が宿泊している。その内の七〜八人がこれまで古典学を学び、今は教養科目を聴講していると思われる。」

このコレジオも修練院（白杵）も、その周囲二〜三レグワ、あるいはそれ以上にわたるキリスト教徒の多数の村を担当している。当コレジオは、故ドン・セバスティアン国王が給与した一〇〇〇ドゥカドの定収入を有するが、それはマラッカの彼（ポルトガル国王）の税関で支払われるものとされた。しかし、それが与

えられた九年前から今日まで受け取ったのは僅か、あるいは皆無であり、将来どのようになるか不明である。^(註)

『日本諸事要録』の記事は一五八三年一〇月二八日の日付けでコチンで記したものであるが、そこに記されている内容は、日本を発つた一五八二年二月二〇日直前頃のことだと考えてよいであろう。それはつまり、先に引用した一五八二年二月一五日長崎、コエリヨが記した一五八一年度年報と、ほぼ同じ頃のコレジオの実情を記述していると考えてよいであろう。

右の史料により、次の事実を知ることが出来る。

一、府内コレジオの場所は、イエズス会にとって希望に叶ったものではなく、移転を強く望んでいた。

二、同コレジオの大きさは、部屋一つと小部屋五つあるだけで、隣接したカザの部屋も利用して、イエズス会士一三人が居住していた。コレジオ居住のイエズス会士のこの人数は、一五八一年年報と同じである。ただ、古典学を終えて教養科目を受講しているはずだというイルマンの人数を七〜八とする記述は、他の史料とは違う。

三、セバステイアン国王が、マラッカ税関の収入から年一〇〇〇ドゥカド（先に記した通り、ドゥカドとクル

ザドはこの時代、同価の通貨単位として使用されることが多かった）を同コレジオに給与したことは、諸史料に見える。給与したのは九年前であったというが、先に一五八〇年一月一三日付けヴァリニャーノの書簡に、それが一五七四年に彼がリスボンを発つ直前に給付されたように記されていたのと符合する。

一五八四年一二月イエズス会東インド管区パードレ・イルマンの名簿の、日本関係の記述（日本については一五八二年二月現在）には、府内コレジオ在住者として、次のように記す。なお全員の名前は、小論第一章の纏めに記す。

〔パードレ〕 ガスバル・コエリヨ以下、全部で七人。
〔イルマン〕 アマドル・デ・ゴイス以下、全部で一〇人。その内二人は日本人、一人は実務助修士・^{コアシトル}厨房係。^{ソトニストロ}

この史料に拠り、府内コレジオにはパードレ七人、イルマン一〇人が居住していたことが分かる。

註

(一) Josephus Franciscus Schutte, *Introductio ad Historiam*

- Societatis Jesu in Japonia 1549-1650, Romae, 1968, p. 902.
- Josef Franz Schütte, *Monumenta Historica Japoniae*, I, Romae, 1975, p. 1157.
- (2) Arcadio Schwade 『府内のロマンチックなキリシタン研究』一〇輯、吉川弘文館、一九六五年。
- (3) Josef Franz Schütte, *Valignanos Missionsgrundsätze für Japan*, I-I, Roma, 1951, 1958, Josef Franz Schütte, *Valignano's Mission Principles for Japan*, I-I, I-II, John J. Coyne tr., Gujarat Sahitya Prakash, 1980, 1985.
- (4) Schütte, *Monumenta Historica Japoniae*, I, p. 1143. 拙著『キリシタン時代の文化と諸相』八木書店、二〇〇一年、三三・三六頁。
- (5) Archivum Romanum Societatis Jesu, *Jap. Sin.* 71, f.21v. Schütte, *Valignanos Missionsgrundsätze für Japan*, I-II, p. 467. 複製。
- (6) Schütte, *Monumenta Historica Japoniae*, I, p. 1126.
- (7) *Ibid.*, p. 1124.
- (8) *Ibid.*, p. 1143.
- (9) *Ibid.*, pp. 1275, 1276. Francisco Rodrigues, *Companhia de Jesus em Portugal e nas Missões*, Porto, 1935, p. 24.
- (10) 原語は *chatinaria*。一応表記のちやうに訳したが、*mercancia* とは語義が違ふ。「悪徳商業」の意味を含む。José Pedro Machado, *Dicionário da Língua Portuguesa*, II, 1960, p. 331.
- (11) *Jap. Sin.* 71, f. 21. Schütte, *Valignanos Missionsgrundsätze für Japan*, I-II, p. 465.
- (12) Charles E.O'Neill & Joaquin M.^a Dominguez, *Diccionario Histórico de la Compañía de Jesús*, I, Roma-Madrid, 2001, p. 682. 拙訳『大航海時代の日本』八木書店、二〇一一年二月、六四六頁。
- (13) *Ibid.*, I, p. 678. 経済基盤のあり方を巡ってカザとコンシオとの間では、イエズス会憲の規定に如何なる違いがあるかについては、拙著でも取り上げた。拙著『キリシタン時代対外関係の研究』吉川弘文館、一九九四年、一―四〇頁。
- (14) Schütte, *Monumenta Historica Japoniae*, I, pp. 205-210, 216-226, 285-294, 441-451, 500-503, 505-508, 552-558.
- (15) Charles E.O'Neill & Joaquin M.^a Dominguez, op. cit. II, 2001, pp. 1223-1232.
- (16) *Ibid.*, I, pp. 678-682.
- (17) Schütte, *Monumenta Historica Japoniae*, I, pp. 142-145. 拙著『キリシタン時代の文化と諸相』三九・四〇頁。この史料には、「コレシオの如きカザ」は本文に記した通りであるが、他に「コレシオ」そのものも幾つか存在したように記述されており、その当時の日本におけるイエズス会コレシオの実態を解明する史料として、重きを置くわけにはいかない。
- なお、日本イエズス会関係の財務が絡む記録において、各施設や人が、「コレシオ」またはそれに関連する語で呼ばれることが多いことの意味については、かつて拙著で触れたことがある。拙著『キリシタン時代対外関係の研究』四五―四九頁。拙著『キリシタンの世紀』岩波書店、

キリシタン時代イエズス会の府内コレシオについて (上)

- 一九九三年、七三〜七五頁。
- (18) 原語は outras [casas] como principios de Collegios.
- (19) Schütte, Monumenta Historica Japoniae, I, p. 187. 拙著『キリシタン時代対外関係の研究』四五頁。
- (20) Jap. Sin. 6, f.81. Cartas qve os padres e irmãos da Companhia de Iesus escreverão dos Reynos de Iapão & China aos da mesma Companhia da India. & Europa, des do anno de 1549 até o de 1580, I. Euora, 1598, reprint, Maia, 1997, f.169, 169v. 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ、二、同朋舎、一九九八年、二九二・二九三頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯『イエズス会日本通信——耶穌会士日本通信、豊後・下篇、下巻——』下、雄松堂書店、一九六九年、三三三頁。
- (21) casa. 文脈から通常のカザではなく、casa de probación (修練院) を意味する。
- (22) Infanta Doña Maria. ポルトガル国王マヌエル一世と、その三人目の妃であるカルロス五世の妹レオノールとの間に生まれた王女(一五二一〜七七年)。
- Joel Serrão, Dicionário de História de Portugal, IV, 1985, pp. 176, 177.
- (23) Joseph Wicki, Documenta Indica, X, Romae, 1968, p. 293.
- (24) Wicki, Documenta Indica, X, p. 382.
- (25) 日本イエズス会名簿によると、以上のメンバー全員が日本に揃うのは、一五七六年一月一〇日ゴアで作成された東インディアのバードレ・イルマンの名簿からである。
- つて、その一〇ヵ月前の一五七六年一月二三日ゴア作成の同様の名簿によると、未だこの全員が日本にいるようには記されていない。本書簡が一五七六年末頃のものと同様と推定される一つの根拠となるであろう。
- Schütte, Monumenta Historica Japoniae, I, pp. 102, 105, 106.
- (26) Jap. Sin. 8-II, f. 13b.
- (27) 拙著『キリシタン時代対外関係の研究』一〜四〇頁。
- (28) 拙著、同右、一一九頁。
- (29) Jap. Sin. 8-II, f. 13bv.
- (30) Jap. Sin. 8-II, f. 13bv. フロイスの来日は、一五六三年七月六日横瀬浦着である。本書簡が一五七六年に記述されたものだとすると、その一六年前は一五六〇年である。その頃フロイスは、ゴアにおいて教養科目(すなわち哲学)および神学を聴講していた。彼が当時既に日本語を修得していたはずがないから、仮に「日本語を修得して一六年」という記述のみに着目するならば、カブラルの本書簡の記述年は、推定されている一五七六年末より何年か後になる。
- Schütte, Monumenta Historica Japoniae, I, p. 1176.
- Charles E. O'Neill & Joaquin M. Domingues, op. cit., II, p. 1535. 松田毅一・川崎桃太郎『フロイス 日本史』一、中央公論社、一九七七年、二二頁。
- (31) 本カブラル書簡には Roque Schütte, Monumenta に Rochus. 山城または紀伊出身。イエズス会同宿、その後時期は不明であるがイエズス会に入会し、一五七九年

一二月にはすでにイエズス会説教者 (praedicator および catechista) を務めていた。しかし、古典学・哲学・神学は学習していなかった。一六〇九年三月一四日以前に日本で死亡した。Schütte, Monumenta Historica Japoniae, I, pp. 1281, 1282.

(32) 本カプラル書簡には Lorengo Schütte, Monumenta に は Laurentius 肥前出身。山口においてフランシスコ・ザビエルから受洗。イエズス会入会の時期については、史料の記述が一致しない。一五六一年一月のインディアのバードレ・イルマンの名簿には、在日会員として「Lourengo」と見え、一五六一年二月の名簿には、在日会員として「L. Lourengo」と記されている。一五九〇〜九三年における日本イエズス会の追放・死亡・入会者の名簿には、死亡者名簿に日本人 Hernano Lorengo の名が見え、次のように記述されている。「肥前国の生まれ、六六歳、イエズス会歴二九年。同宿としてカザに入る。山口でバードレ・フランシスコ師〔ザビエル〕により受洗。その後〔一五〕六三年に、コスメ・デ・トレスにより〔イエズス会〕入会。京都地区の主だったキリスト教徒たちを改宗させることにより、日本で極めて大なる成果を収めた後、一五九二年二月三日長崎で死亡した。」

Schütte, Monumenta Historica Japoniae, I, pp. 47, 51, 339, 1211, 1212.

(33) Jap. Sin. 8-II, ff. 13bv, 13c.

(34) カプラルは一五七〇年六月一八日に日本に来たが、一五六八年からマカオを発つまでの二年間マカオにいた。

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて (上)

Schütte, Monumenta Historica Japoniae, I, p. 1143.

(35) 本カプラル書簡には Chansiliao と記されている。ポルトガル人が、マカオ居住の条件として討伐した海賊とされている人物で、これが誰であるか、古く矢野氏の著書で考証がなされている。

矢野仁一「支那近代外国関係研究——ポルトガルを中心とする明清外交貿易」弘文堂書房、一九二八年、三四六〜三五〇頁。

(36) 原語は a Rey (豊後国の王のこと) である。後述の通り、大友宗麟が義統に家督を譲ったのは、外山幹夫氏説に拠ると一五七六年二月(天正四年一月)〜一五七六年三月一八日(天正四年二月一八日)である。カプラルが本書簡を記述したのは一五七六年末とされているので、宗麟が義統に家督を譲った後であった。しかし註(50)に記す通り、二男の親家と思われる人物の改宗について記していることでもあり、ここでの「豊後国の王」は、大友宗麟のことと解してよいであろう。

(37) Jap. Sin. 8-II, f. 13c.

(38) 原語は officios. 以前は「聖務日課」といったが、第二ヴァチカン公会議以後は「教会の祈り」と呼ばれるようになったという。

『新カトリック大事典』二、二六九〜二七四頁。

(39) 原語は culto divino. 『新カトリック大事典』二、一〇一五・一〇一六頁。

(40) Jap. Sin. 8-II, f. 13c.

(41) 原語は letras y leys de Jappon. ヲレヤとレヤとは、日本

四七 (四七)

の宗教のことである。

(42) 原語は *chatechismo*.

(43) 原語は *haze a habar* と読めるが、傍線を付した語が疑義がある。

(44) 原語は *a ny Parada* と読める。疑義があるが、一応表記のように訳しておく。

(45) *Jap. Sin. 8.II. f. 13c.*

カブラルは本書簡中のこの引用箇所、仏僧でキリシタンに改宗した者の、教会活動への協力について記しているが、それに関連して、一五七一年九月二三日付け口之津発フランシスコ・カブラルの書簡(宛先不明)に、次のような記述が見えるので、引用しておく。

「われわれがはなはだしい寒さと難儀に苦しみ、少しの希望も持てなかつた時、われらの主なる神は、殿〔天草の領主〕がこの領土の要塞の残りの者たちほとんど全員、およびその他の人々とともに、キリスト教徒になるのを望みになった。さらに続いて他の多くの地域と城が、当地の一宗派である一向宗の偉大な説教者にして頭である一人の仏僧とともに信仰を受け入れた。〔中略〕

成果を上げた後、私は本渡の要塞を経て豊後に赴くために、殿の書状を持ってそこを發つた。〔その書簡は本渡で〕彼らが説教を聴くためのものであった。われらの主なる神は、私がそこに滞在した八〇日間に、以前は神の法の説教を妨害していた人々が、何人かの仏僧とともにわれわれを助けることを望みになった。彼らはわれわれを支援し、要塞の重立った者のうちの二〇人以上

が、信仰を受け入れた。』(*Jap. Sin. 7.III. f. 29.30v., 33v., 37.37v.*)

右のカブラルの書簡は、エヴォラ版カルタスに記載されている、一五七一年九月二日付け口之津発カブラルのマラッカ・コレジオの某パードレ宛書簡と、同じ書簡のようである(内容に異同はある)。そのエヴォラ版カルタスの右の引用箇所を、次に示す。

Cartas. I. reprint. f. 310. 310v. 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ、四、一九九八年、八〇・八一頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯『イエズス会士日本通信——耶蘇会士日本通信、豊後・下篇、下巻——』下、二七三—二七五頁。

(46) *Jap. Sin. 8.II. f. 13c. 13v.*
このカブラル書簡の、マカオでの不穏な出来事について記している箇所の一〇二行は、文意不明確な嫌いがある。加之、ここでカブラルの言う出来事とは何を指すのか、不詳である。

拙訳『モンズーン文書と日本』および『大航海時代の日本』収載文書にも、マカオにおけるさまざまな騒擾を取り上げたものがある。例えば『大航海時代の日本』の文書38(一五七一年三月二日付けポルトガル国王勅令)は、ポルトガル人が日本人奴隷を買うことを禁じ、さらにポルトガル人が日本において商いをする際に、使用する秤について不正を働くのを咎めている。さらに文書40(一五七五年一月一日付けインディア総督勅令)は、ポルトガル人にかねを貸すと返済不能になる恐

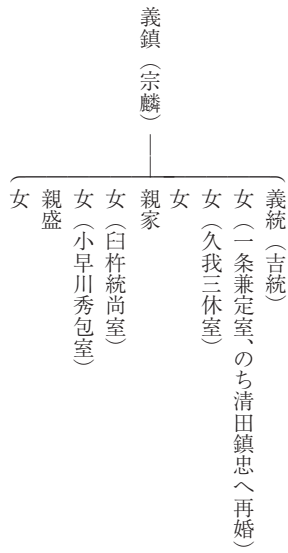
れがあるという理由で、孤児の基金からの彼らへのかねの貸与を禁じている。

カプラルが問題にしているのが、果たしてこれら両文書で取り上げているような事柄を指すのか、不詳である。

(47) Jap. Sin. 8.II. f. 13cv.

(48) 原語は Latin y Phñā.

(49) 原語は todos sus hijos. 大友氏系図によると、宗麟は子供が九人いた。



本カプラル書簡は一五七六年末に記されたと推定されている。一五七六年は大部分天正四年と重なる。大友宗麟は享禄三年(一五三〇年と大部分重なる)生まれであるから、カプラルが本書簡を記した当時は、四七歳であった。

なお大友宗麟の子供については、一五七七年六月五日付け臼杵発、フロイスのポルトガルにおけるイエズス会パードレ・イルマン宛書簡にも、記されている。

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて(上)

Cartas. I. reprint. f. 379v. 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ、四、三四三頁。外山幹夫『大友宗麟』(人物叢書)吉川弘文館、一九七五年、三〇五―三二一頁。なお芥川龍男『豊後大友一族』新人物往來社、一九九〇年、一九一頁の系図は、義鎮の子供を七人とするなど、少し相違がある。

(50) 本書簡には、豊後の王(大友宗麟)とその子供たち全員が、イエズス会宣教師に対して非常に好意的であり、王の二番目の息子が既にキリスト教に改宗した旨、記されている。宗麟の子供は、右の註(49)に記した通りである。その全員のキリスト教に対する態度については、特段言及すべき史料を外に知らないが、改宗したという二番目の息子とは、親家のことであろう。一五七六年九月九日付け口之津発、カプラルがポルトガルのイエズス会兄弟たちに送った書簡に次のように見える。

「豊後に到着すると、王はすぐに私のもとに人を遣わし、私を招いたのは彼の二番目の息子「親家」を、何人かの貴人とともにキリスト教徒にしてみらうためである、と伝えた。「中略」父親は「親家への洗礼を」延期せぬよう幾度も求めた。結局、彼がすでに聴いた説教のために「人々が」短時間集まり、そして十戒および彼らが受けた秘跡についてわれわれ「イエズス会宣教師」が彼に説明した後、私は彼に洗礼を授けた。そこには、やはり受洗した他の大勢の貴人とともに、王が臨席していた。王のこの息子(「の洗礼名」)は、ドン・セバステイアンという。

四九 (四九)

右の史料は、すぐ続いて降誕祭を祝う話が出てくるので、一五七五年一二月に宗麟の二男の親家が受洗したことが明らかになり、また彼の改宗は、宗麟の熱心な希望でもあったといつた事情も判明する。

- Cartas. I. reprint. f. 356, 356v. 松田毅一監訳、同右、Ⅲ、四、二七三・二七四頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯『イエズス会士日本通信——耶穌会士日本通、豊後・下篇下巻——』下、二九七・二九八頁。五野井隆史『日本キリシタン史の研究』吉川弘文館、二〇〇二年、一三八頁。

(51) Jap. Sin. 8-II, f. 13cv.

- (52) Jap. Sin. 8-II, f. 13cv. 本文に引用してきた一五七六年末、口之津発カブラルのヴァリニャーノ宛書簡の内容は、次の文献に著者シュütteの文章で記述されている。

Schütte, Valignanos Missionsgrundsätze für Japan, I, I, pp. 293-298. Schütte, Valignano's Mission Principles for Japan, I, I, pp. 230-235.

- (53) 原語は una cosa tan grande como Jappon. コレは cosa とは珍しい語が使用されているように思われるが、日本教会を指しているのである。

(54) Jap. Sin. 8-II, f. 13cv.

- (55) Varelas, インデシナ・シナ・日本における仏教の寺院・僧院 あるいは偶像の意味。

Sebastião Rodolfo Dalgado, Glossário Luso-Asiático, II, Hamburg, 1982, Reimpr. da ed. orig. de Coimbra, 1921, pp. 405, 406.

- (56) hũa grande cousa. cosa の語に「大いなる」註(53)と同。

(57) p. visitador alexandre velhiano.

- (58) 一五七六年一二月一〇日ゴアで作成されたイエズス会東インディア管区のバードレ・イルマンの名簿によると、その当時日本にいたイエズス会バードレは、一八人であった。それが一五七九年一二月における在日イエズス会バードレ・イルマンの名簿には、当時二人のバードレがいたという。右の一五七九年一二月の名簿によると、二人のバードレの内、六人が豊後にいた。本カブラル書簡には、六人がこのカザを創始したと記されている。六人とは、右の名簿に見える豊後にいた六人のバードレを指しているのであろう。六人が創始したカザとは、白杵のカザを指すか。

Schütte, Monumenta Historica Japoniae, I, pp. 105, 106, 109-111.

(59) Jap. Sin. 8-I, f. 139.

同じ頃カブラルが記した書簡には、一条兼定が自領にコレジオ創建のための土地と定収入を与える約束をしたことが記されている。一五七六年九月九日付け口之津発、カブラルがポルトガルのイエズス会兄弟たちに送った書簡である。

「領国が」彼〔一条兼定〕の領有に帰すると、彼はわれらの主が与えて下さった恩恵を忘れず、直ちにきわめて爽快な町に、われらのために極めて豪華なコレジオを一軒建てるよう命じ、これ〔コレジオ〕に同町およびその他のいくつかの土地を寄進したが、それらは六〜七〇〇〇クルザドの収入になった。」

しかし、一条兼定はその後戦いに敗れ、右のコレジオ創建や寄進の話は無に帰す。無に帰したのであるから、問題にするまでもないが、このコレジオ創建とい寄進とい、話が唐突で、とくに寄進の額が余りに巨額であって、まともに取り上げるに値する話か、疑わしい。

Cartas. I. reprint. f. 362v. 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ、四、二九二頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯『イエズス会士日本通信——耶蘇会士日本通信 豊後・下篇、下巻——』下、二二七頁。

- (60) Cartas. I. reprint. f. 424. 松田毅一監訳、同右、Ⅲ、五、一九九二年、一〇一頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯、同右、下、三九三・三九四頁。

- (61) Cuchimochi. 日向国県(延岡)の土持親成の居城があった所。松田毅一・川崎桃太訳『フロイス 日本史』七、一九七八年、一四〇頁。『戦国人名事典』一九八七年、五二二頁。

- (62) Volana. 臼杵川河口左岸の臼杵湾岸に位置する。『大分県の地名 日本歴史地名大系45』六六八・六六九頁。

- (63) 臼杵の丹生島城。松田毅一・川崎桃太訳『フロイス 日本史』六、一九七八年、一七四・一七五頁。芥川龍男編『大友宗麟のすべて』新人物往来社、一九八六年、二六八～二七〇頁。

- (64) 原語(翻刻本)は *sabou* と読める。何らかの動詞の变化形であるうが、不詳である。

- (65) Cartas. I. reprint. ff. 429v. 430. 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ、五、一一七頁。村上

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて(上)

直次郎訳、柳谷武夫編輯『イエズス会士日本通信——耶蘇会士日本通信 豊後・下篇、下巻——』下、四〇九・四一〇頁。

本文に引用した一五七八年一月一日付け臼杵発フロイスの在ポルトガル、イエズス会士宛書簡、および一五七八年一月一日付け臼杵発フロイスのカブラル宛書簡によると、それらの書簡が認められた当時は、義統とフロイス等との間で、臼杵の近辺に地所の提供を受けてコレジオを創建することが、具体的に話し合われていたことが分かる。

とすると、フロイス著『日本史』に、一五七八年一月八日付け豊後国府内のコレジオ発 *Do collegio de Funai do reino de Bungo* とし、アントニョ・ブレネステイノがインディアの兄弟たちに書き送った書簡(内容は、マカオから日本への航海の難儀について記す)が掲載されているが、この書簡の発信地の記載は、疑義ありとせざるをえない。

Luis Frois. *Historia de Japan*. José Wicki ed. II. Lisboa. 1981. p. 515. 松田毅一・川崎桃太訳『フロイス 日本史』一〇、中央公論社、一九七九年、一二二頁。

- (66) Schütte. *Introduccio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia*. p. 1024.

(67) 木村忠夫編『九州大名の研究』吉川弘文館、一九八三年、一七九～二〇九頁。外山幹夫『大友宗麟』五〇頁。

- (68) Schütte. *Introduccio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia*. p. 984. 一五七八年一月一日付け臼杵発、フ

- ロイスの書簡。Cartas, I, reprint, f. 422v. 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ、五、九八頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯『イエズス会士日本通信——耶蘇会士日本通信 豊後・下篇——』下、三九〇頁。
- (69) Jap. Sin. 45-I, ff. 24, 24v, 28. Cartas, I, reprint, ff. 472, 473v, 477v. 松田毅一監訳、同右、Ⅲ、五、二五一・二五二・二五五・二六四・二六五頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯、同右、下、四六七・四七一・四七三・四七四頁。
- (70) Schütte, Monumenta Historica Japoniae, I, p. 110. 府内コレジオの所在地については、松田毅一・川崎桃太訳『フロイス 日本史』八、八六頁。
- (71) Cartas, I, reprint, f. 75v. 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ、一、三四一頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯『イエズス会士日本通信——耶蘇会士日本通信 豊後・下篇、上卷——』上、一九六八年、二二九頁。外山幹夫「大友義鎮の入道と府内・白杵」『九州文化史研究所紀要』二〇、一九七五年、三三三・三三六頁。外山幹夫『大友宗麟』一三五・一三六頁。
- (72) 外山幹夫「大友義鎮の入道と府内・白杵」二七三・三二二頁。外山幹夫『大友宗麟』一三二・一三三頁。
- (73) Cartas, I, reprint, ff. 357, 423v. 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ、四、二七七頁、Ⅲ、五、一〇〇頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯『イエズス会士日本通信——耶蘇会士日本通信 豊後・下篇、下卷——』下、三〇一・三〇二・三九三頁。外山幹夫「大友義鎮の入道と府内・白杵」四八・五一頁。外山幹夫『大友宗麟』一四二・一四四頁。
- (74) Jap. Sin. 45-II, f. 38v. Segunda parte das cartas de Iapão que escreuerão os padres, & irmãos da Companhia de Iesvs, Eyora, 1598, reprint, Maia, 1997, f. 25v. 松田毅一監訳、同右、Ⅲ、六、一九九一年、二四頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯『イエズス会士日本年報』上、雄松堂、一九六九年、五五頁。外山幹夫『大友宗麟』一三七・一三八頁。
- (75) Jap. Sin. 9-I, ff. 25, 29. Segunda parte das cartas, reprint, ff. 5v, 6. 松田毅一監訳、同右、Ⅲ、五、二九九頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯、同右、上、一五〇・一五一頁。(註)121。
- (76) ヴァリニャーノ裁決文には「一五八三年一月六日」と日付けが記してあるが、「一五八二年一月六日」の誤であらう。
- Jap. Sin. 2, f. 86v. Schütte, Valignanos Missionsgrundsätze für Japan, I-I, p. xxxvii.
- (77) Jap. Sin. 2, f. 17.
- (78) 豊後協議会の記録によると、この二の、コレジオを京都に作るべしとの見解は、次のパードレたちであったと云う。オルガンティノ、ベルシオル(またはメルシオル)・デ・フィゲレド、ペドロ・ラモン、ジョセフ・フォルナレテ(José Fornalete) フランシスコ・カリオン、グレゴリオ・デ・セスベデス、ミゲル・ヴァズ。Jap. Sin. 2, f. 16v.

なお豊後協議会参加者名は「Jap. Sin. 2, f. 4」に、豊後・安土・長崎の三協議会のいずれであれ、協議参加者全員の名前は「Jap. Sin. 2, f. 42, 42v」に記されている。

(79) 豊後協議会の記録に「あるヤ」二の、言語学習のセミンナリオを京都に作るべしとの見解は、次のバードレたちであったという。ベルシオル（またはメルシオル）・デ・フイゲレド、ペドロ・ラモン、ファン・バプティスタ（ジヨヴァンニ・バプティスタ）、ゴンサロ・ラベロ。
Jap. Sin. 2, f. 17v.

(80) Jap. Sin. 2, ff. 42, 54-56. Alejandro Valignano, Sumario de las Cosas de Japon (1583), Adiciones del Sumario de Japon (1592), José Luis Alvarez-Taladriz ed., I, Sophia University, 1954, pp. 106-110. 井手勝美訳「日本イエズス会第一回協議会（一五八〇・八一一年）と東インド巡察師マリアニャーンの裁決（一五八二年）」『キリシタン研究』二二輯、一九八二年、二七四～二七八頁。

(81) latinidad, 人間のマリアニャーンの記述により、humanidad（古典語）と latinidad（古典ラテン語）が同義で使用されたことが確認出来る。

Martin Alonso, Enciclopedia del Idioma, II, Madrid, 1959, p. 2520. Machado, Dicionário da Língua Portuguesa IV, p. 66.

(82) Jap. Sin. 2, ff. 73v-74v. Valignano, Sumario de las Cosas de Japon, I, pp. 109, 110. 井手勝美訳「前掲論文」三二四～三二六頁。

(83) Jap. Sin. 9-I, f. 76. 一五八二年一月十三日付け日本発

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて（上）

コエリヨの総長宛書簡にも同文。Jap. Sin. 9-I, f. 41.

(84) 拙著『キリシタン時代対外関係の研究』一～四〇頁。本論文註(13)。

(85) 註(23)。

(86) Bassanum. 拙訳『モンズーン文書と日本——十七世紀ポルトガル公文書集——』八木書店、二〇〇六年、文書21の註(5)、四五七頁。

(87) Wicki, Documenta Indica, X, p. 348. Jap. Sin. 3, f. 2v.

(88) 日本イエズス会がインディアに有した定収入について、拙著『キリシタン時代の研究』岩波書店、一九七七年、第二部第五章。

(89) 五〇〇シエラフォン＝二七五クルザド。七〇〇シエラフォン＝五二五クルザド。

(90) Jap. Sin. 8-I, f. 299. Schütte, Valignanos Missionsgrundsätze für Japan, I-II, pp. 492, 493.

(91) Schütte, Monumenta Historica Japoniae, I, pp. 1275, 1276.

(92) Jap. Sin. 9-I, f. 23v.

(93) el rey de Aché. 拙訳『モンズーン文書と日本』三六五頁。

(94) Chicaçcura. 田原親貴。松田毅一・川崎桃太郎『フロイス日本史』七、三四一頁。『戦国人名事典』五〇六頁。

(95) Jap. Sin. 8-II, f. 305, 305v.
(96) Josef Franz Schütte, El «Archivo del Japon», Madrid, 1964, pp. 266. Schütte, Monumenta Historica Japoniae I, pp. 187, 188.

- (97) Jap. Sin. 3, ff. 8v, 9.
- (98) 拙著『キリシタン時代の研究』三八六～四〇七頁。
- (99) 拙訳『モンズーン文書と日本』三二六・三二七頁。
- (100) Jap. Sin. 10-II, f. 289v.
- (101) Rodrigues, A Companhia de Jesus em Portugal e nas Missões, p. 45.
- (102) マラッカがオランダ人の攻囲の前に降った——つまりポルトガルがマラッカを失ったのは一六四一年一月一日である。
- Serrão, Dicionário de História de Portugal, IV, 1985, pp. 142, 143. Luis de Albuquerque, Dicionário de História dos Descobrimientos Portugueses, II, 1994, pp. 659-661.
- (103) Jap. Sin. 23, f. 1v.
 「日本の不動産の目録」と題する史料にも、これと同じ内容が記されている。次の通りである。
 「日本におけるコレシオへの贈与金、その基金として、故ドン・セバステイアン国王がマラッカ税関〔の収入から〕割いて与えた、ポルトガルの一〇〇〇クルザドがある。」
- Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, f. 94v. 東京大学史料編纂所蔵複製写真。
- (104) Cidade de Facata. 戦国期以来、博多は大友氏と大内氏で分治された。天正の頃は博多は堺同様、有力商人の合議支配下におかれたが、大友宗麟の支配が及び、キリスト教会が保護されていた。
 田中健夫『島井宗室』(人物叢書) 吉川弘文館、一九七
- 三年、七〇一八・三九〇六二頁。
- (105) fazendas. 「資産」一般を意味し、具体的にそれが何であるかは不詳である。ただ註(107)に記す通り、「稲田」は区別して別の語を記しているのであるから、それ以外であろう。
- (106) 大友宗麟はその最盛期には北九州を支配し、その実績の上に筑前国の守護職を得ていたが、その後国内は戦乱が絶えず、本史料中に見える「筑前国が宗麟に叛く」とは、何時の出来事を指すのか明確ではない。筑前の有力領主である秋月種実の動向に目が向けられるが、大友に対抗しての毛利・島津・竜造寺等々との連携・離反目まぐるしく、筑前国が何時から大友に叛いた、と明確に言えるような状況ではない。
- (107) vargeas, vargea は varzea と同。インディアでは varzea は arrozal (稲田) と同義。Machado, Dicionário da Língua Portuguesa, VII, pp. 648, 653.
- (108) Jap. Sin. 23, f. 1v.
 本文に引用した豊後王フランシスコ(大友宗麟)に関する記述は、「日本における主立った慈善家たちの名簿」と題する史料にも、同文が記されているようである。ただしその前半、博多関係の記事が見える文章 (f. 98) は、右半分が消えて解説不能である。判読出来る左半分は、引用した Jap. Sin. 23, f. 1v. の文と同じであるから、右半分も含め恐らく同文と判断してよいであろう。後半の白杵関係の記事 (f. 98v.) は、Jap. Sin. 23, f. 1v. と同文である。

Biblioteca da Ajuda. 49-IV-66. f. 98. 98v. 東京大学史料
編纂所所蔵複製写真。

(109) Cartas. I. reprint. f. 295v. 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ、四、一七頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯『イエズス会士日本通信——耶蘇会士日本通信、豊後・下篇、下巻——』下、二四一頁。

(110) Cartas. I. reprint. f. 422v. 松田毅一監訳、同右、Ⅲ、五、九八頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯、同右、下、三九〇頁。

(111) 外山幹夫氏説に拠り、大友宗麟から義統への家督相続の時期は先に記した。義統が府内に移居したのは一五七九年頃である。

(112) Schütte. Monumenta Historica Japoniae. I. p. 143.

(113) Jap. Sin. 9-II. f. 168. 一五八四年一〇月六日付けペカオ発、カプラルの総長宛書簡も同文。Jap. Sin. 9-II. f. 303v.

(114) Jap. Sin. 9-I. f. 133v.

(115) 本書簡は、ポルトガル文書(原文書)とイタリア文の写しとが伝存するが、前者は「府内市にあり」esta na cidade de Funay (f. 25)と記されているのに対し、後者は「府内市に建造されており」sta edificato nella citia di Funay (f. 29)と記述されている。

(116) coadjutor (イタリア文写しは coadiutore) とのみ記され、coadjutor spiritual, coadjutor temporal のいずれかこれだけでは不明であるが、後者のことである。前者なら司祭(補註1)である。

左の註(117)に引用する「一五八一年二月二〇日日本

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて(上)

に存在するイエズス会のコレジオとカザ、およびバードレ・イルマンの名簿」に見える「ポルトガル人、厨房係、イルメン・ブノエル・ボラリオ」Jo: Manoel Borralho, sottoministro, Portugês のことである。sottoministro とは、厨房・食糧貯蔵室等の仕事に携わる信徒たちを監督するイエズス会士である。

(補註1) Charles E. O'Neill & Joaquin M. Dominguez, op. cit., III, pp. 2664-2669.

(補註2) Machado, Dicionário da Língua Portuguesa, VI, p. 1000.

(117) 傍線箇所は、ポルトガル原文書は estão neste collegio dez da Companhia ídest o P.º Belchior de Figueredo por reitor. o P.º Antonino por mestre de latin, e o mais são irmãos hum coadjutor, e os outros estudantes と記してある。本文引用文はこれを訳した。右の記述に拠るなら、コレジオ在住イエズス会士一〇人、その内バードレ二人、実務助修士一人、修学生七人、となる。

これに対しイタリア文写しは「このコレジオにはイエズス会士一〇人がいる。すなわちバードレが三人で、その内の一人はラテン語の教師である。残りはイルマンで、一人は実務助修士、その他は修学生である。」Sono in questo Collegio 10 della Compagnia. cioè, 3 padri, un di quali he maestro de la lingua latina, il resto sono fratelli, uno coadiutore, et gli altri scholari. と記されている。

このイタリア文写しに拠ると、コレジオ在住イエズス会士一〇人、その内バードレ三人、実務助修士一人、修

学生六人となる。ただし、イタリア文写しはポルトガル原文文書とほぼ同文ではあるが、次に記す通り、ポルトガル文書の日付け一五八一年九月一日現在の、コレジオの状況を記したのではない。

同じ頃の府内コレジオ在住者について記す史料として、「一五八一年二月二〇日日本に存在するイエズス会のコレジオとカザ、およびパードレ・イルマンの名簿」と題する記録がある。府内市聖パウロ・コレジオ在住者として、次のように記す。

「ポルトガル人、院長、パードレ・ベルシオル・デ・フイゲイレド

イタリア人、教師、パードレ・アントニノ

ポルトガル人、パードレ・アルヴァロ・ディアズ

ポルトガル人、厨房係、イルマン・マノエル・ボラリョ

日本人説教師、イルマン・養方パウロ

同、イルマン・ミゲル

ポルトガル人修学生、イルマン・ミゲル・ソアレス

同、イルマン・ペドロ・コエリョ

同、イルマン・アマドル・デ・ゴイス

同、イルマン・ジョアン・ロドリゲス

同、イルマン・ルイス・ダブレウ

右の「名簿」は、一五八一年二月二〇日現在のコレジオ在住者を記したものであるが、この記事には疑義がある。問題はパードレ・アルヴァロ・ディアズであって、この人物はコチン生まれのポルトガル人で、一五七四年

イエズス会入会、一五七七年来日、一五八二年二月司祭叙階を受けるためにマカオに行き、一五八二年七月日本に帰ろうとしたが、遭難のためマカオに引き返すことを余儀なくされ、結局一五八三年に日本に帰った。

つまりカブラルが本書簡を記述した当時も、右の「名簿」が記している一五八一年二月二〇日の時点でも、ディアズは未だ司祭叙階を受けていなかった。ということとは、「名簿」は厳密に言えば、一五八一年二月二〇日現在の在日イエズス会諸施設・会員の状況とは言えないし、またカブラル書簡のイタリア文写しは、一五八一年九月一日当時のことを記したのではない、と言わなければならない。

このイタリア文写しには、冒頭に「一五八一年九月一日日付けイエズス会士たちの上長パードレ・フランシスコ・カブラルのイエズス会総長宛書簡の写し」との表題が記され、文書の末尾には日付け署名がない。一方のポルトガル原文文書には、それらが明記されている。つまりイタリア文写しは後に作成されたものであって、一五八一年九月一日現在のコレジオ居住の会員については、ポルトガル原文文書の記載に、信憑性ありと言うべきである。

因みに、「名簿」が作成されたのは厳密に言って何時のことか不詳であるが、その時点では府内コレジオ在住イエズス会士は一人、その内パードレ三人・実務助修士(厨房係)一人・日本人説教師二人・ポルトガル人修学生五人であったことが分かる。

修学生は、カブラル書簡ポルトガル文原文書には七人、イタリア文写しには六人、そして「名簿」に拠ると五人である。これら三点の史料は記述された時期が異なるのであるから、コレジオ在住修学生の人数を厳密に対比してもあまり意味がないが、ただ「名簿」に記されている日本人説教師養方パウロおよび同じく日本人説教師ミゲルの二人は、カブラル書簡ポルトガル文原文書の修学生七人の中に、含まれるのではないか。

(補註1) Jap. Sin. 9-1, f. 25.

(補註2) Jap. Sin. 9-1, f. 29.

(補註3) 後のバードレ・ジョアン・ロドリゲス・ツツ(通事)のことである。

Michael Cooper, Rodrigues The Interpreter, An Early Jesuit in Japan and China, New York-Tokyo, 1974, p. 58. マイケル・クーパー著、松本たま訳『通辞ロドリゲス』原書房、一九九一年、三六頁。

(補註4) Schütte, Monumenta Historica Japoniae, I, p. 124.

(補註5) Ibid., p. 1164.

(補註6) Jap. Sin. 9-1, f. 29, 31v.

(118) 傍線箇所は、イタリア文写しには *lingua Giapponese* と記してあるが、ポルトガル文原文書は「言語」*lingua* と記してあるだけである。

(119) Irnão Paulo Japão. 養方軒(または養方)パウロのことであろう。土井忠生氏の彼に関する論考においても、カブラルの本書簡の記事を引用して、ここに見えるパウ

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて(上)

ロは養方軒パウロのことであろう、と記す。

イエズス会は東インディアにおいて、聖パウロの名を冠して呼ばれることが多かった。たとえば東インディアで作られたイエズス会コレジオは、今この小論で取り上げている府内のコレジオもそうであるが、聖パウロ・コレジオの名が一般であった。キリシタン史上、ザビエルの同伴者アンジローが聖信仰のパウロと呼ばれたのが最初であろうが、パウロの洗礼名を得た者の数は多い。中でもこの養方軒パウロは、キリシタン文学史上輝かしい功績を遺した。

土井氏の論考は、彼の伝記、彼が関与した語学書・宗門書、口語体で作られた会話書である「物語」等について詳述する。

土井忠生『吉利支丹文献考』三省堂、一九六三年、一三三―一五七頁。拙訳『大航海時代の日本』六四七頁。

(120) 傍線箇所は、ポルトガル文原文書は「翻訳」*tradada* *ção* と記してあるが、イタリア文写しには「解釈」*interpretatione* となっている。

(121) Jap. Sin. 9-1, f. 25, 29. *Segunda parte das cartas reprint.*, ff. 5v, 6. 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ、五、二九九・三〇〇頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯『イエズス会日本年報』上、一五〇・一五一頁。

(122) Schütte, Monumenta Historica Japoniae, I, p. 1275. アントニノ・ブレネスティノが、一五八九年三月に古典学を教授するためにマカオに行った件であるが、マカオ・コレジオは一五九四年二月一日開校であったが、

五七 (五七)

隣接したカザではそれ以前から教育活動が行われていた。そこでの教育に携わるために、ブレネスティノがマカオに行ったのである⁽¹²⁵⁾。

一五八九年六月二日付けマカオ発ヴァリニャーノのイエズス会総長宛書簡に、「今年日本から、パードレ・アントニノが当地〔マカオ〕でラテン語教授を担当するために来た。」と見える⁽¹²⁶⁾。

(補注1) 拙著『キリシタン時代の文化と諸相』七五・八五・八六・九二頁。

(補註2) Jap. Sin. 11.1, f. 80v.

(123) 原語は *nobre* と記してあるようであるが、判読困難⁽¹²⁷⁾ である。

(124) Jap. Sin. 45-II, f. 41, 41v. *Segrunda parte das cartas*, reprint, f. 28v. 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ、六、三二二頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯『イエズス会日本年報』上、六三・六四頁。(なお本年報は、Jap. Sin. の原文書と対比すると、*Segrunda parte* 収載の翻刻文書には、かなり省略がある⁽¹²⁸⁾)。

(125) 拙著『キリシタン時代の文化と諸相』八六〜九五頁。

(126) 新村出・柀源一校註『吉利支丹文学集』下、朝日新聞社、一九六〇年、一八〜二四頁。橋本進吉『キリシタン教義の研究』岩波書店、一九六一年、二七〜三三頁。海老沢有道『切支丹典籍叢考』拓文堂、一九四三年、七一〜一八頁。尾原悟『キリシタン版について——「おらしよ断簡」——』『上智史学』二四。尾原悟『イエズス会日本コレジヨの講義要綱』Ⅱ、『キリシタン研究』三五輯、一

九九八年、解題・解説。尾原悟、同右、Ⅲ、同、三六輯、一九九九年、解題・解説。

(127) *seo sobrinho*. 正しくは「甥の子」。

(128) Fróis, *Historia de Japan*, III, Wicki ed., pp. 172, 173. 松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史』七、一九七八年、三二九・三三〇頁。

(129) Fróis, op. cit., I, 1976, p. 356. 松田毅一・川崎桃太訳、同右、九、一三七・一三八頁。

(130) 松田毅一・川崎桃太訳、同右、一、一九七七年、二二頁。Schütte, *Introduccio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia*, p. 918.

(131) Fróis, op. cit., I, 172. 松田毅一・川崎桃太訳、同右、三、九六頁。土井忠生『吉利支丹文献考』二二四頁。

(132) 土井忠生、同右、一二七頁。

(133) Fróis, op. cit., I, pp. 172, 356; III, p. 172.

(134) 松田・川崎訳『フロイス日本史』三、九八頁、七、三三九頁、九、一五〇頁。

(135) Fróis, op. cit., I, pp. 172, 356; III, pp. 172, 173.

(136) 松田・川崎訳『フロイス日本史』三、九八頁、七、三三九頁、九、一五〇頁。

(137) Fróis, op. cit., I, p. 172; III, p. 173.

(138) 松田・川崎訳『フロイス日本史』三、九八・九九頁、七、三三九頁。

(139) 松田・川崎訳、同右、三、九九頁。

(140) 松田・川崎訳、同右、一、二六頁。Schütte, *Monumenta Historica Japoniae*, I, p. 1176.

(141) 松田・川崎訳、同右、一、二六頁。

(142) Cartas, I, reprint, f. 156v. 本書簡末尾に、発信地として「豊後コレジオより。Deste Collegio de Búngo」と記されているが、小論で取り上げているコレジオではない。松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ、二、二四九頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯『イエズス会日本通信——耶蘇会士日本通信、豊後・下篇上巻——』上、四一七頁。土井忠生『吉利支丹語学の研究』新版、三省堂、一九七一年、三頁。

(143) 本フロイス書簡は、ポルトガル文・イタリア文と写しがつた二通伝存する。ポルトガル文書には傍線箇所が「同言語 mesma lingua」(f. 117) と記してあるが、イタリア文書には「日本語 lingua giapponese」(f. 125) と明記されている。

(144) Jap. Sin. 5, ff. 117, 125. Cartas, I, reprint, ff. 146v, 147. 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ、二、二〇八・二〇九頁。村上直次郎訳、柳谷武夫編輯『イエズス会日本通信——耶蘇会士日本通信、豊後・下篇上巻——』上、三八九頁。土井忠生『吉利支丹語学の研究』新版、三頁。

(145) Jap. Sin. 41, f. 108. Alejandro Valignano, Apologia de la Compañía de Jesus de Japon y China (1598), José Luis Alvarez-Taladriz ed., Osaka, 1998, pp. 262, 263. 尾原悟『キリシタン版について——イエズス会日本年報を中心に(一)——』『上智史学』二八、五四頁。

(146) 一五九四年一〇月二日(または二三日) 付け京都発、

キリシタン時代イエズス会の府内コレジオについて(上)

フライ・ペドロ・パウティスタのフィリピン総督ルイス・ペレス・ダスマリニャス宛書簡。Lorenzo Pérez, “Cartas y Relaciones del Japon”, Archivo Ibero-Americano, VI, 1916, p. 212.

(147) 『日葡辞書 Vocabulario de Lingua Iapani』岩波書店、一九六〇年。Prologo. 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳 日葡辞書』岩波書店、一九八〇年、四頁。尾原悟『キリシタン版について——イエズス会日本年報を中心に(四)——』『上智史学』三三、二一・三頁。

(148) 土井忠生『吉利支丹語学の研究』新版、八頁。
(149) alhondiga. 拙訳『大航海時代の日本——ポルトガル公文書に見る——』四九頁。

(150) Valignano, Sumario de las Cosas de Japon, I, pp. 114-117. ヴァリニャーノ松田毅一他訳『日本巡察記』(東洋文庫)平凡社、一九七三年、四一・四二頁。

(151) Schütte, Monumenta Historica Japoniae, I, pp. 152-157.